

令和6年 第4回

身延町議会定例会会議録

令和6年12月 9日 開会

令和6年12月13日 閉会

山梨県身延町議会

令和 6 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

令和6年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和6年12月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 議案第87号 身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第88号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の制定について
- 日程第7 議案第89号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第91号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第92号 身延町公共施設の適正な管理を推進するための関係条例の整備に関する条例について
- 日程第11 議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更にについて
- 日程第12 議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う規約変更に伴う財産処分について
- 日程第13 議案第95号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第97号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第98号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第99号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第100号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第101号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第102号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第21 同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
について

日程第22 同意第8号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

日程第23 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	市川	司	2番	遠藤	公久
3番	深山	光信	4番	佐野	昇
5番	山下	利彦	6番	佐野	知世
7番	伊藤	雄波	8番	望月	悟良
9番	広島	法明	10番	野島	俊博
11番	田中	一泰	12番	渡辺	文子
13番	伊藤	達美	14番	上田	孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

2番	遠藤	公久	3番	深山	光信
4番	佐野	昇			

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
財 政 課 長		佐野 美秀	交 通 防 災 課 長	天野 芳英
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ、執行部各位には、令和6年第4回身延町議会定例会にご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

このところ、朝の冷え込みが一層厳しくなっております。日中は気温も上がり、寒暖差も大きくなってきておりますので、皆さま方におかれましては、体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

2番 遠藤公久君

3番 深山光信君

4番 佐野 昇君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり条例案6件、組合規約の変更1件、組合の財産処分1件、指定管理者の指定1件、補正予算案7件、人事案件2件の計18案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

また、今定例会までに受理した請願は1件で、お手元に配布しました請願第2号「請願文書表」のとおりです。

請願は、説明を省略し、所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、常任委員会での審議をお願いします。

次に、9月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料4ページから6ページまでとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について。

町長からの行政報告ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第4回身延町議会定例会の開会にあたり、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年を振り返ってみますと、元日に発生した能登半島地震、またその復興さなかに発生した9月21日の奥能登豪雨があげられると思います。

改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますと共に、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を願っております。

さて、4月には完成した身延中学校新校舎に生徒を迎え入れ、新たな歴史がスタートをいたしました。

5月には身延山久遠寺において、晋山式が厳かのうちにも盛大に挙行され、持田日勇新法主猊下をお迎えし、新たな体制がスタートをいたしました。

9月14日には、本町合併20周年を記念して式典を開催し、本町発展に寄与された皆さまに感謝状を贈呈するとともに、本町の下山地区出身で、長く大阪山梨県人会会長を務められ、このたびの身延中学校新校舎建設にあたり、多額のご寄附をいただきました望月靖允氏に対し、名誉町民の称号をお贈りいたしました。

11月3日には、「みのぶまつり」が、身延町総合文化会館において盛大に開催されました。

現行のみのぶまつりの開催は、今回で最後となりますが、来年度からの新たなイベントの開催に向け、準備を進めているところであります。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和7年度予算編成方針についてであります。

去る11月12日、令和7年度予算編成方針を管理職に対して示し、財政課から全職員に対して予算編成への取り組みについて詳細な事務取扱要領を提示いたしました。

令和7年度当初予算編成方針としては、まちづくりの指針となる「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に掲げる5つの基本目標に基づき、確実に推進すべく、職員の英知を結集し、各アクションプランによる重点施策の予算編成に鋭意取り組むよう指示したところであります。

令和7年度の本町の財政運営においては、人口減少に伴う納税義務者の減少に加え、原油高

騰・物価高騰による経済の低迷により、昨年度と同様に、個人ならびに法人所得は減少が見込まれ、地方税の落ち込みは、厳しいものになると想定されますが、基幹的財源である地方交付税は、交付税財源である国税については、昨年と同様に景気の回復による増収が見込まれることに伴い、臨時財政対策債の発行を抑制し、交付税総額を適切に確保することが、すでに国から示されております。

当然のことながら、厳しい財源の中ではありますが、本町が抱える諸問題について、スピード感をもって最大限の効果を上げる予算編成に努めてまいりたいと考えます。

次に、新嘗祭献穀献上についてであります。

献穀者である笠井様をはじめ、西嶋活性化委員会を中心に、峡南農務事務所ほか関係機関のご協力の下、無事に収穫を済ませ、10月21日献納を済ませることができましたので、ご報告をいたします。

次に、教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた遠藤一彦教育委員の後任として、先の第3回身延町議会定例会において議会の同意をいただき、笠井安秀氏を11月19日に任命をいたしました。

任期は、同日から4年間となります。

教育委員会の構成は、馬場泰教育長、井上敬典教育長職務代理者、依田智委員、小林美絵委員、笠井安秀委員でございます。

次に、山梨県地震防災訓練の実施についてであります。

11月24日の日曜日には、身延町総合文化会館周辺を会場に、南海トラフ地震を想定した山梨県地震防災訓練が開催されました。

議員の皆さまも観覧いただき、本当にありがとうございました。

天候にも恵まれ、会場周辺の町民の皆さまや関係団体の協力のもと、救出・救助訓練や避難所運営訓練など各種の訓練が行われました。

この訓練を通して、災害時に何をすべきか、そしてどのように行動するべきかを確認する良い機会となったかと思えます。

いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や台風、豪雨災害に対し、引き続き備えを行っていただきたいと思います。

次に、令和6年第3回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、議案第87号 身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例の制定についてから、議案第92号 身延町公共施設の適正な管理を推進するための関係条例の整備に関する条例についてまでの条例関係6議案、議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について、議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、議案第95号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者の指定について、議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算(第6号)から議案第102号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算(第4号)までの補正予算7議案を提案いたします。

また、人事案件といたしまして、同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についておよび同意第8号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任についての2人事案を提案いたします。

提案申し上げますいずれの議案につきましても、今議会定例会におきまして、ご議決、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げます、行政報告および議案の提案とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 議案第87号 身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長から提出理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

議案第87号 身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例の制定について、説明いたします。

お手元の端末の議案1ページから4ページおよび議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明いたします。

現在実施している病児・病後児保育事業について、条例に基づき事業を実施していくこととしたため、身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景について申し上げます。

病児・病後児保育事業は、これまで要綱に基づき事業を実施してきました。この要綱において、令和6年10月1日から適用している利用料金の改定を行い、併せて事業の見直しを行ったところ、条例の制定を行うことが適当であると判断し、議案の上程に至った次第であります。

続きまして、内容について申し上げます。

事業の運用につきましては、要綱における事業実施と基本的に変わりありません。条例制定に当たり、町外在住の方が身延町の保育事業実施施設を利用する場合、利用料金を町に納めていただくよう、第7条のとおり整備することとしました。

このことについて、利用料金を別表のとおり定めており、町民の皆さまにおかれましては、背景で申し上げました要綱における料金の改定に基づき、無料といたします。

ただし、町外在住の利用者については「2,500円」または「4千円」をお支払いいただくこととなります。

施行期日について、本条例の施行期日は令和7年1月1日といたします。

以上で、議案第87号の説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 議案第88号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の制定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

それでは、議案第88号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の制定について、説明させていただきます。

先の議員全員協議会において説明いたしましたが、令和7年4月より本施設が観光課に所管替えとなる予定となりますので、よろしく願いいたします。

提案理由につきましては、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景につきましては、西嶋和紙の里は設置後26年が経過し、来客者数の減少、また経年による施設の老朽化が進む中、施設の活性化、また更なる活用に向け指定管理制度の導入に向けた調査業務委託を実施し、「身延町西嶋和紙の里活性化ビジョン」を策定しました。この活性化の方向性を受け、中部横断自動車道や国道52号の道路利用者に対し、良好な休憩の場を提供するとともに、伝統工芸の振興、産業の振興および賑わいの創出を図ることを目的として、本施設を道の駅として登録し、収益性の確保や質の高いサービスの提供を図るため、指定管理者制度を導入することとなりました。

令和5年6月29日に開催した指定管理者選定委員会において、株式会社アルプスが指定管理候補者として選定され、連携して施設の改修内容や運営計画等の策定に取り組む中、令和6年8月7日に「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」として国土交通省からの登録を受け、改修工事を進めており、令和7年度当初のリニューアルオープンに向け、本条例を制定する必要性が生じました。

なお、本条例の制定に伴い、身延町西嶋和紙の里条例及び身延町ふれあい館条例を廃止いたします。

内容の説明に入ります。

第1条の設置につきましては、道路利用者の利便性の向上、観光情報や地域情報の発信等による町民と来訪者との交流の促進、地場産業特産品の振興および賑わいの創出、ならびに防災機能の充実を図るための地域の拠点として、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークを設置します。

第2条の名称及び位置につきましては、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク。位置は身延町西嶋345番地。

第3条は、施設の構成。

第4条は、施設の設置目的。

第5条は、施設の管理を指定管理者に行わせることを規定しております。

第6条は、指定管理者が行う業務の範囲。

第7条は、施設の開館時間。

第8条は、施設の休館日。

第9条は、施設への入場の禁止または退場を命ずること。

第10条は、施設等を利用しようとする者に対する許可。

第11条は、利用の許可を受けた者に対するその許可の取り消し、変更、または利用の中止。

第12条は、施設の利用にかかる料金。

第13条は、利用料金の減額または免除。

第14条は、利用料金の返還。

第15条は、利用許可者に対する施設等の原状回復。

第16条は、利用許可者に対する損害の賠償等。

第17条は、指定管理者の指定を取り消し、町長が道の駅の管理を行う場合等の特例。

第18条は、この条例に定めるもののほか、道の駅の管理等に関し必要な事項は規則で定めること。

以上の条文について、それぞれ規定しております。

別表1（第7条関係）では、施設の開館時間について。

別表2（第12条および第17条関係）では、施設等利用料、体験料について規定しております。

施行期日につきましては、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の施行期日を定める規則を別途制定し、この規則により定めることとします。

以上、議案第88号の説明とします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第7 議案第89号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、総務課所管の条例案でありますので一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、議案第89号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

議案第89号の議案および議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告を鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景といたしましては、人事院が令和6年8月8日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対し勧告を行いました。また、山梨県人事委員会が令和6年10月16日、県職員の給与改定について、県議会および知事に対し勧告を行ったことに鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正するものでございます。

なお、地方公務員法第24条第2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されております。

次に、内容を申し上げます。

人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じて、以下のとおり給与条例の一部改正を行うものでございます。

第1条といたしまして、月例給は、公民較差を解消するため、勧告の内容を踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた引き上げ改定を行います。

民間との間に格差があることを踏まえ、初任給を高卒2万3,800円、大卒2万1,400円引き上げるものでございます。

初任給調整手当を給料表の改定状況を勘案した引き上げを行います。

期末手当の内容を、6月分の支給済(1.225)月に対し、12月分は(1.275)月といたします。また、勤勉手当は6月分の支給済(1.025)月に対し、12月分は(1.075)月といたします。これにより、期末・勤勉手当の支給月数を4.60月といたします。

第2条の主な改正点といたしましては、令和6年度の期末・勤勉手当の引き上げ率に合わせて0.10月を、令和7年度以降の6月分と12月分に平準化する改正を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行いたします。

ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

なお、適用時期につきまして、給料表の改定は令和6年4月1日、期末・勤勉手当の改正は令和6年12月1日といたします。

続きまして、議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第90号の議案および議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしましては、人事院が令和6年8月8日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に勧告を行いました。また、山梨県人事委員会が令和6年10月16日に県職員の給与改定について、県議会および知事に対し勧告を行ったことに伴い、一般職の町職員の期末・勤勉手当の改定を行うことに鑑み、特別職の職員で常勤のものについて同様の措置を講ずるものであります。

内容といたしましては、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じて行う一般職員の期末勤勉手当の率の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数も0.10月の引き上げを行うものでございます。

第1条の主な改正といたしましては、期末手当を6月分の支給済(2.25)月に対し、12月分は(2.35)月といたします。これにより、年間支給月数を(4.60)月といたします。

第2条の改正内容といたしましては、令和6年度の期末手当の引き上げ率0.10月を、令和7年度以降の6月分と12月分に平準化する改正を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

なお、適用時期は令和6年12月1日といたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第91号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

これより、議案第91号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案および議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

子育て世帯等が子どもを生み、育てやすい住宅を供給するため、町営住宅の入居者資格について緩和することから、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

提案いたします背景につきましては、令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されたことを踏まえ、国土交通省においては「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」が定められ、公営住宅の子育て世帯等の入居の促進として、子育て世帯が子どもを生み、育てやすい住まいを確保するための取り組みを推進しています。このことを受け、本町の人口減少対策といたしまして、町営住宅の入居者資格を緩和し、子育て世帯、若者夫婦世帯の入居促進を図るため、身延町営住宅条例の所要の改正を行う必要があります。

改正内容について、説明をいたします。

子育て世帯につきましては、これまで「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」、いわゆる未就学児がいる世帯といたしましたが、改正後は「同居者に18歳未満の者がある場合」と子育て世帯の対象範囲を拡大いたします。また、町営住宅には、入居申込可能な収入基準があり、入居収入基準以下でないと申し込みができないこととなっています。これにつきましても、子育て世帯の入居収入基準を改正前は、「21万4千円」としてありますが、改正後は、国で示された上限「25万9千円」へ引き上げるものであります。

若者夫婦等世帯につきましては、改正前は規定がなく、いわゆる一般入居者と同じ扱いとなっておりますが、改正後は、新たに若者夫婦等として枠を設けます。若者夫婦等とは、夫婦等のみで、いずれかが39歳以下の者、また事実上の婚姻者、婚姻予定者を含んでおります。この若者夫婦等世帯の入居収入基準につきましては、国で示された上限「25万9千円」といたします。

なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第91号の提案理由および内容説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第92号 身延町公共施設の適正な管理を推進するための関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第92号 身延町公共施設の適正な管理を推進するための関係条例の整備に関する条例について、説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

最初に、提案理由を申し上げます。

公共施設の適正な管理に資するため、使用料の改定を行うにあたり、複数の条例を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

制定の背景等について、ご説明いたします。

本町では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、公共施設の使用料の改定について検討を進めてきたところであり、今後、関係条例を改正した上で、令和7年度から新料金へ移行しようとするものでございます。

次に、条例の内容であります。第1条では、身延町総合文化会館条例の一部を改正。

第2条では、身延町中富総合会館条例の一部を改正。

第3条では、身延町公民館条例の一部を改正。

第4条では、身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正。

第5条では、身延町歴史民俗資料館条例の一部を改正。

第6条では、身延町働く婦人の家条例の一部を改正。

第7条では、身延町社会体育施設条例の一部を改正、それぞれ規定しております。

また、附則により、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第92号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第12 議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理にする事務の変更による規約変更に伴う財産処分について

以上の2議案は、総務課所管の事務組合の案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について、ご説明申し上げます。

議案第93号の議案および議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務及び同組合の規約を変更するには、関係地方公共団体との協議および同法第290条の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしましては、交通災害共済事業（以下、「本事業」と申し上げさせていただきます）は、昭和44年10月の山梨県町村交通災害共済組合の設立により始まり、組織の統廃合を経て、現在は山梨県市町村総合事務組合が21の市町村を構成団体（以下、ここでは「構成市町村」とさせていただきます）として共同処理をしております。

住民一人500円という安価な掛け金と、明瞭な見舞金支給基準により、加入率は事業開始から毎年増加し、平成7年度には56.5%に達しましたが、近年は本事業に対する関心の低下、民間保険制度の拡充などにより、令和3年度には加入率が19.9%まで低下、加えて令和5年4月から金融機関での窓口取扱手数料が納付書1枚につき330円発生することとなりました。

このため、構成市町村で協議した結果、令和7年度末で本事業を廃止することといたしました。

内容といたしましては、山梨県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正いたします。第3条第12号を削ります。

別表第2中「、第9号及び第12号」を「及び第9号」に改めます。

附則におきまして、施行期日を令和8年4月1日から施行することと規定いたします。

また、経過措置といたしまして、この規約による改正前の第3条第12号に掲げる住民の交通災害共済事業の事務、共済見舞金を支給するための事務に限りませんが、これにつきましては令和10年5月31日までの間は、なお従前の例によるものと規定いたします。

次に、議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更による規約変更に伴う財産処分について、ご説明申し上げます。

議案第94号の議案および議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

地方自治法289条の規定により、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を廃止することによる規約変更に伴う財産処分については、関係地方公共団体との協議および同法第290条の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、先ほど説明申し上げました議案第93号により、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する交通共済事業を廃止することに伴い、交通共済事業の健全な財政運営を図るため設置していた交通災害共済基金を廃止するものでございます。

内容といたしましては、山梨県市町村総合事務組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条第5号に規定する交通災害共済基金の令和9年度末における基金残高を、昭和51年度から令和7年度までの間における交通共済事業の加入者総数に対する交通共済事業を共同処理している市町村（以下、「交通共済組合市町村」と申し上げます）における当該期間の加入者総数の割合で按分して得た額をそれぞれ交通共済組合市町村へ配分額として配分するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第13 議案第95号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

議案第95号について、ご説明申し上げます。

議案第95号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者の指定について。

身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク

所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋345番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 株式会社アルプス

主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

代 表 者 の 氏 名 代表取締役 金丸滋

3. 指定の期間 令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

令和6年12月9日提出であります。

提案理由を申し上げます。

身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者を指定する必要が生じました。

つきましては、指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景について、ご説明します。

身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者の選定につきましては、令和5年5月15日の議員全員協議会で、公募についてご説明申し上げます。

その後、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定による町長からの諮問に対しまして、令和5年6月29日（木曜日）に本庁舎第1会議室で、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者にふさわしい団体なのかを5名の選定委員により慎重に審議され、答申をいただきました。

その結果、株式会社アルプスが指定管理候補者として選定されました。

株式会社アルプスが選定されたことにつきましては、令和5年9月6日、予算決算常任委員会現地調査の際にご報告させていただいたところでございます。

こうした経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要のため、上程するものであります。

以上で、議案第95号の内容説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第14 議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第6号）

日程第15 議案第97号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第98号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第99号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第100号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

以上の5議案は、一般会計および特別会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第96号から議案第100号までの、令和6年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元のタブレット内にあります概要書により説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,305万9千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、説明いたします。

第2表 地方債の補正により地方債の限度額を変更、廃止いたします。

変更につきましては、臨時財政対策債は90万円を増額し、補正後の限度額を1,290万円といたしました。発行可能額の決定による増額であります。

廃止につきましては、旧合併特例事業債（令和元年度債借換）は廃止といたしました。

繰上償還を行うため、借り換えが不要となったためであります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

11款地方交付税3億4,751万9千円を増額いたしました。これは、令和6年度普通交付税の交付額決定によるものでございます。

2ページをお開きください。

16款県支出金451万9千円を増額いたしました。

2項2目民生費県補助金、物価高騰対策・子育て世帯応援臨時交付金200万円を計上いたしました。これは、高校生世代を対象に1人当たり1万2千円を交付するものでございます。

2項7目教育費県補助金245万8千円を増額いたしました。これは、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金およびスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金であります。

18款1項1目一般寄附金100万円を増額いたしました。これは、兵庫県西宮市在住の弁護士、長澤格氏からの寄附金であります。

19款1項1目財政調整基金繰入金5,758万8千円を減額いたしました。これは普通交付税および繰越金の確定等によるものでございます。

1項13目減債基金繰入金1億円の増額については、繰上償還のため公債費へ充当いたします。

3ページをお開きください。

21款3項1目雑入、子どものための教育・保育給付費負担金（過年度分）237万7千円を計上いたしました。これは、令和5年度子どものための教育・保育給付交付金の額確定による追加交付になります。

また、伐採補償費2,183万5千円の計上については、しだれ桜の里内（自然観察の森・サバイバルの森）送電線の鉄塔移設に伴う桜の木伐採補償費になります。

22款町債5億2,120万円を減額いたしました。町債の増減額については、「第2表 地方債補正」の説明のとおりでございます。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款総務費について、ご説明いたします。

4ページをお開きください。

1項11目デジタル田園都市国家構想事業費、細目3観光資源の魅力アップ事業、委託料（その他業務委託料）32万4千円の計上については、しだれ桜フェス2025警備業務委託費になります。

18目新型コロナウイルス感染症対策事業費、細目1子育て世帯生活支援特別給付金事務費93万1千円および細目2子育て世帯生活支援特別給付金事業費45万円の計上については、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の事業確定による返還金になります。

5ページをお開きください。

2項2目賦課徴収費、細目1賦課徴収事務費、役務費（通信運搬費）40万円については、申告書の配布を世帯送付から個人送付への変更に伴う増額分でございます。

3款民生費について、説明いたします。

1項2目国民健康保険費、6ページをお開きください。5目介護保険費、6目後期高齢者医療費の計上につきましては、国民健康保険、介護保険、介護サービス、後期高齢者医療特別会計への繰出金になります。

2項1目児童福祉総務費、細目2児童福祉総務事業費227万6千円については、高校生世代に対する子育て世帯応援臨時給付金、1人当たり1万2千円の支給になります。

7ページをお開きください。

8目地域子ども・子育て支援事業費、細目1地域子ども・子育て支援事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）20万8千円については、地域子育て支援拠点事業補助金等であり、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）43万2千円については、子ども・子育て支援交付金事業の確定による返還金でございます。

4款衛生費について、説明いたします。

1項1目保健衛生総務費、細目4中富保健福祉センター管理費、需用費（修繕費）38万5千円については、温水ボイラー用オイルポンプ取り替えおよび避難誘導灯などの修繕費になります。

3目母子衛生費、細目2母子衛生事業費、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）19万4千円については、出産・子育て応援交付金事業の確定による返還金でございます。

8ページをお開きください。

6款農林水産業費について、ご説明いたします。

2項2目林業土木費、細目2林業土木事業費、委託料（除雪委託料）299万9千円については、林道除雪業務委託費になります。

7款商工費について、説明いたします。

2項1目観光費、細目6本栖湖公衆トイレ管理費、9ページをお開きください。需用費（修繕費）144万円については、本栖湖公衆トイレ加圧給水ポンプユニット取替等の修繕費になります。

8款土木費について、ご説明いたします。

2項1目道路橋梁維持費3,009万1千円の増額については、町道除雪業務委託および町道西島岩間線街路灯修繕工事費になります。

2目道路橋梁新設改良費3,091万円の増額については、西嶋和紙の里駐車場改修工事および西嶋和紙の里トイレ新築工事に伴う増額分であります。

9款消防費について、ご説明いたします。

1項1目非常備消防費、10ページをお開きください。団員ヘルメット購入事業に伴う消防団員安全装備品整備事業助成金の配分による財源組み替えになります。

10款教育費について、ご説明いたします。

1項2目事務局費、細目2事務局事業費、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）12万5千円については、公立学校情報機器ネットワーク環境施設整備費補助金に伴う返還金でございます。

11ページをお開きください。

4項2目公民館費、負担金、補助及び交付金（補助金）40万3千円については、角打地区集落公民館整備費補助金であります。

12ページをお開きください。

5項4目総合文化会館費、細目3総合文化会館管理費、需用費（修繕費）111万5千円については、総合文化会館内トイレ自動水洗取替等の修繕費であります。

6項2目体育施設費33万7千円の増額については、施設の光熱水費および修繕費であります。

13ページをお開きください。

6項4目スポーツ健康増進施設費、細目1スポーツ健康増進施設運営管理費296万4千円の計上については、スポーツ健康増進施設の光熱水費および施設利用料負担金の増額分になります。

13款諸支出金について、ご説明いたします。

1項13目まちづくり推進基金費へ2,183万5千円および18目ふるさと応援基金費へ100万円の積み立てを行います。基金積み立てにつきましては、前年度繰越金等の確定に伴い、今後の財政運営に備えた積み立てでございます。

14ページをお開きください。

議案第97号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,867万6千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金91万円を計上し、一般管理費へ充当いたします。

9款繰越金、1項1目その他繰越金70万4千円を計上いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費91万円を増額しました。これは一般職員給与改定による人件費であります。

2款保険給付費、5項1目葬祭給付費50万円を増額いたしました。これは、国民健康保険被保険者への葬祭費であります。

7款諸支出金、1項2目その他償還金20万4千円を増額いたしました。これは、令和5年度事業交付金および補助金の実績に伴う返還金であります。

15ページをお開きください。

議案第98号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,964万8千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料539万2千円を増額いたしました。

3款繰入金、1項2目事務費繰入金47万円を計上し、一般管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費47万円の増額については、一般職員給与改定による人件費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、補助及び交付金539万2千円の計上については、後期高齢者医療徴収保険料を広域連合へ納付するものでございます。

16ページをご覧ください。

議案第99号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,956万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,966万1千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金を増額いたしました。

主な内容ですが、人件費および介護予防サービス給付費の補正に伴う増額分でございます。

17ページをご覧ください。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費および4款地域支援事業費を増額いたしました。これは、一般職員給与改定による人件費であります。

5款諸支出金、2項1目介護保険給付費支払準備基金費3,500万円を増額いたしました。これは、介護保険給付費支払準備基金への積立金であります。

18ページをご覧ください。

議案第100号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,257万9千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金32万円を計上し、介護予防サービス計画事業費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款事業費、1項1目介護予防サービス計画事業費32万円を増額いたしました。これは、会計年度任用職員給与改定による人件費でございます。

以上で、議案第96号から議案第100号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第19 議案第101号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第102号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第4号）

以上の2議案は、企業会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

議案第101号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和6年度身延町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用6億3,354万3千円を1,037万円増額し、6億4,391万3千円に補正するものです。

7ページをご覧ください。

第1項営業費用1,034万円の詳細につきましては、2目配水及び給水費の修繕費を機械電気設備および水道管の漏水等の修繕が見込みより多く900万円を増額するもの、また9目総係費の人件費を給与改定により134万円増額するものとなります。

第2項営業外費用3万円の詳細につきましては、2目過年度還付金を水道メーターより宅内の漏水が原因の水道料金の減免が見込みより多く、3万円増額するものとなります。

3ページにお戻りください。

次に、第3条、第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,056万3千円を1億6,136万3千円に、当該年度分損益勘定留保資金1億3,756万2千円を1億3,836万2千円に改め、資本的支出の予定額を第1款資本的支出3億1,

9 1 7 万 7 千 円 を 8 0 万 円 増 額 し、 3 億 1, 9 9 7 万 7 千 円 に 補 正 す る も の で す。

8 ページ を ご 覧 く だ さ い。

第 1 項 建 設 改 良 費 の 詳 細 に つ き ま し て は、 1 目 事 務 費 を 8 0 万 円 増 額 し ま す。 こ れ は 人 件 費 を 給 与 改 定 に よ り 増 額 す る も の と な り ま す。

3 ページ に お 戻 り く だ さ い。

次 に 第 4 条、 予 算、 第 8 条 に 定 め た 職 員 給 与 費 の 9, 4 5 4 万 2 千 円 を 給 与 改 定 に よ り 2 1 4 万 円 増 額 し、 9, 6 6 8 万 2 千 円 に 改 め ま す。

次 に 第 5 条、 予 算 に 棚 卸 資 産 購 入 限 度 額 を 次 の と お り 追 加 す る も の と な り ま す。

棚卸資産とは、いわゆる在庫のことで、上下水道課で保有する水道メーター器や水道管等がそれぞれに当たります。決算の際には、貸借対照表に記載し利益を計算する必要があるため、第 1 0 条、棚卸資産の購入限度額は 4 4 5 万 3 千 円 と 改 め る を 追 加 す る も の と な り ま す。

以 上 で、 議 案 第 1 0 1 号 の 内 容 説 明 を 終 わ り ま す。

続 き ま し て、 議 案 第 1 0 2 号 令 和 6 年 度 身 延 町 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) に つ き ま し て、 内 容 説 明 を さ せ て い た だ き ま す。

3 ページ を ご 覧 く だ さ い。

第 2 条、 令 和 6 年 度 身 延 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算、 第 3 条 に 定 め た 収 益 的 支 出 の 予 定 額 を 第 1 款 下 水 道 事 業 費 用 4 億 8, 4 0 6 万 7 千 円 を 8 4 万 円 増 額 し、 4 億 8, 4 9 0 万 7 千 円 に 補 正 す る も の で す。

6 ページ を ご 覧 く だ さ い。

第 1 項 営 業 費 用 の 詳 細 に つ き ま し て は、 9 目 総 係 費 の 人 件 費 を 給 与 改 定 に よ り 7 9 万 円 増 額 す る も の と な り ま す。

第 2 項 営 業 外 費 用 の 詳 細 に つ き ま し て は、 2 目 過 年 度 還 付 金 を 下 水 道 使 用 料 の 減 免 申 請 が 見 込 み よ り 多 く 5 万 円 増 額 す る も の と な り ま す。

以 上 で、 議 案 第 1 0 2 号 の 内 容 説 明 を 終 わ り ま す。 ご 審 議 く だ さ い ま す よ う、 よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

○ 議 長 (上 田 孝 二 君)

以 上 で、 担 当 課 長 の 提 案 理 由 な ら び に 内 容 説 明 が 終 わ り ま し た。

日 程 第 2 1 同 意 第 7 号 身 延 町 入 ヶ 岳 外 二 山 恩 賜 林 保 護 財 産 区 管 理 会 委 員 の 選 任 に つ い て

日 程 第 2 2 同 意 第 8 号 身 延 町 大 河 内 地 区 財 産 区 管 理 会 委 員 の 選 任 に つ い て

以 上 の 2 議 案 は、 財 産 区 管 理 会 委 員 の 人 事 案 件 で あ り ま す の で、 一 括 し て 議 題 と し ま す。

担 当 課 長 か ら 提 案 理 由 な ら び に 内 容 説 明 を 求 め ま す。

佐 野 財 政 課 長。

○ 財 政 課 長 (佐 野 美 秀 君)

同 意 第 7 号 身 延 町 入 ヶ 岳 外 二 山 恩 賜 林 保 護 財 産 区 管 理 会 委 員 の 選 任 に つ い て で あ り ま す。

身 延 町 入 ヶ 岳 外 二 山 恩 賜 林 保 護 財 産 区 管 理 会 委 員 に 下 記 の 者 を 選 任 し た い の で、 身 延 町 恩 賜 県 有 財 産 保 護 財 産 区 管 理 会 条 例 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き、 議 会 の 同 意 を 求 め る も の で ご ざ い ま す。

記

身 延 町 入 ヶ 岳 外 二 山 恩 賜 林 保 護 財 産 区 管 理 会 委 員

氏 名 を 読 み 上 げ た い と 思 い ま す。 敬 称 に つ い て は 略 さ せ て い た だ き ま す。

松野拓、鈴木厚、鈴木克昌、佐野渉、依田喜美雄、若林浩氣、若林哲也。

以上7名であります。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由を申し上げます。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和6年12月24日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、同意第8号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大河内地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町大河内地区財産区管理会委員。

氏名を読み上げたいと思います。敬称については略させていただきます。

片田善男、雨宮邦夫、佐野喜清、早川志高、佐野昇、久保満、米澤正文。

以上7名であります。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由を申し上げます。

身延町大河内地区財産区管理会委員の任期が令和6年12月24日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、同意第7号から同意第8号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度同意を求めて、一括して質疑を行いたいと思います。一括質疑となった場合には、ご発言の際に、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料7ページの議案のとおり、常任委員会へ付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、定例会資料8ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、議案第87号から議案第92号までの6議案については、委員会付託を予定している条例案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第92号までの6議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第87号から議案第92号までの質疑を終わります。

次に、議案第93号および議案第94号の2議案については、事務組合の案件のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第93号および議案第94号の2議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第93号および議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号から議案第102号までの7議案については、補正予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第102号までの7議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第96号から議案第102号までの質疑を終わります。

次に、同意第7号および同意第8号の2議案については、人事案件であるため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号および同意第8号については、質疑を省略します。

以上で、同意第7号および同意第8号の質疑を終わります。

それでは、お諮りします。

定例会資料7ページの委員会付託議案表のとおり、議案第87号から議案第99号までおよび議案第101号、議案第102号、請願第2号の計16案件を常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料8ページの委員会付託省略議案表のとおり、議案第100号および同意第7号、ならびに同意第8号の3案件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略します。

日程第23 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、別紙(端末配布)資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、別紙資料のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと、予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日はこれもちまして、本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時37分

令和 6 年

第 4 回身延町議会定例会

12月10日

令和6年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和6年12月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
財 政 課 長		佐野 美秀	交 通 防 災 課 長	天野 芳英
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際し、資料配布の申し出がありましたので、これを許可しました。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

提出をいたしました通告書に従いまして、4項目、7つの質問を行います。

答弁の内容でございますが、質問の趣旨に沿った内容で、簡潔には言いませんけれども、概略答弁していただきますようお願いをいたします。

まず最初に、これは毎年、私が質問をするわけでございますが、令和7年度予算編成についてであります。

まずもって、はじめにということで、イントロダクションでございますけれども、海外における原材料価格や米国の金利については、皆さんご存じのとおり、高値の範疇にあり、円の信頼は依然として回復してこない。つまりドル高円安の状況であります。このため、輸入物価が高止まりしていることを背景に、2024年10月分の国内の消費者物価指数、総合指数でございます。個別の物価指数ではございません。全体の物価指数、総合指数、前年同月比2.3%の増でございます。上昇で推移をいたしております。これは総務省の統計局の数字でございます。2024年の10月の情報提供でございます。

しかしながら、実感といたしましては、日常費消する生鮮三品も含めた生活用品でありますとか、あるいはエネルギー価格につきましては、それ以上の値上がりであろうかと思えます。

一方、中小企業で働く従業員が大半を占めるわが国の労働市場におきましては、賃金の引き上げがなかなか物価の上昇に追いついていないため、国民の実質賃金は依然として低いままで

あります。

とりわけ若い子育て世帯でありますとか、年金だけの高齢者世帯では、この物価高で極めて厳しい生活環境にあらうかと思えます。

このため、政府は、本年11月に、物価高から国民の生活を守るために、一般会計で14兆円近い補正予算、真水の金額でございます、閣議決定をいたしました。その中には、賃金所得の増加を地方に波及させる新たな地方創生施策として、地方創生2.0の政策が掲げられております。交付金、補助金等を倍増することを目指すということでございますが、今後、町としては、国の動向を注視されて、これらを町の施策に有効に活用されることを要望いたします。

ところで、来年度の財政運営でございますが、従前と同様に健全性、それから継続性を維持しつつも、新たに事業の新陳代謝を進める中で、人口減少抑止のための施策を中心に推進をされたい。人口減少により自主財源である地方税などの歳入減は見込まれるものの、基幹財源であります地方交付税は、国の税収が好調のため、大幅な減収となることはないだろうという一般的な見方でございます。厳しい財政環境が続きますが、少しでも無駄な、行財政改革を含めて支出を減らして、更なる町民のための福祉向上に向けた予算編成を推進されますよう、お願いしたいと思います。

なお、私、資料を、令和5年度の決算状況について、円グラフ等々でもって、本町の財政についての提示をしてございます。令和5年度決算の状況でありますとか、本町の財政指標について、グラフを含む資料を作成いたしましたので、参考に見ていただければありがたいと思います。

そこで、最初の質問でございますが、ちょっとイントロダクション長かったのかも分かりませんが、このような社会経済環境の中で、令和7年度の予算編成につきましては、望月町政3期目最初の予算でございます。予算編成に向けて、基本的な考え方についてお伺いをいたします。

今までのいろいろな問題もありますでしょうし、また新たな取り組みもあるでございましょう。なかなか大変な予算編成にならうかと思えますけれども、予算編成に向けての基本的な考え方について、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

10月24日から私の町政3期目がスタートいたしまして、令和7年度の当初予算編成にあたりましては、第1期および第2期の町政を継続しつつも、時代を見据えて足が地に着いた予算編成に心がけたいと考えております。

当然であります、町民に直接関係する子育てや高齢者支援、保健医療、上下水道や道路、公共交通等のライフラインの充実は、従前のサービス水準を維持しながら、第3期目4年間の町政のかじ取りとして「今後4年間で成すべき目標」を掲げ、20年から30年先の未来に向けてスピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

そのような中で、私がなすべき目標として、1つ目は、国土交通省による富士川築堤工事に伴い、庁舎の移転が必要となり、数年のうちには身延町役場本庁舎を移転する予定であります。移転にあたっては、交通の便に配慮するとともに、町民の皆さまにとって利用しやすい庁舎と

なるよう計画を進めてまいります。

2つ目は、旧身延中学校の跡地利用であります。まずは底地の整理を行うとともに、利用策について検討を進めてまいります。

3つ目は、峡南南部地域、「早川町・身延町・南部町」の医療体制の構築であります。本地域の医療機関は、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化による医療需要の変化などにより、非常に厳しい経営状況にあります。そこで、峡南南部地域の3町と飯富病院・身延山病院・南部町国民健康保険診療所および万沢診療所の適切な機能連携・役割分担により、住民の皆さまに適切な医療を提供するとともに、各医療機関の早期の経営改善を図るための解決策を見出すために、本年6月に「一般社団法人みなみやまなし」を設立いたしました。今後は、みなみやまなしを中心に、これらの課題に取り組み、この地域において効率的で持続可能な医療提供体制の確保を目指してまいります。

ただいま申し上げた取り組むべき課題に対応するため、令和7年度の予算編成については、将来を見据え健全な財政を維持しながら、施策の優先順位付けを行い、予算編成を進めてまいりたいと考えております。

予算編成におきましては、大変厳しい財政運営の中ではありますが、スピード感をもって、最大限の効果を上げていきたいと考えます。

以上であります。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

3期目、今、町長が言われたとおり、いろいろな問題が山積をいたしております。庁舎の建設でありますとか病院の統合等も含めて、これは今、町長、2回も言われたスピード感をもってやるということですので、やはりスピード感をもってやらないと、そこでいろいろな声が出てくることは事実でありますけれども、しかしながら、説得力をもって政策形成に力を入れていただければ、僕はそんなに厳しい問題にはならないだろうと思います。誠心誠意、対応していただくようお願いをいたします。

次に、予算編成についての2つ目の質問でございますが、来年度予算における性質別歳出でございます。

投資的な経費についての基本的な考え方について伺うとともに、その具体的な内容はいかなものだろうか。

そして、この投資的な経費というのは、ある意味では政策的な経費でありまして、トップの政策的な判断のもと、一時的または臨時的に投入する経費でございます。この投資的な経費についての基本的な考え方、その具体的な内容についてお聞きをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和7年度当初予算編成会議を11月12日に実施し、町長より令和7年度当初予算編成方針を示していただきました。

本町が抱えている大きな課題として、出生率の低下と若者の転出による、少子高齢化と人口

減少対策、過疎化がもたらす生活サービス供給の不足や生活の根幹となる雇用の創出、早川町・身延町・南部町の医療連携を推進し、飯富病院、身延山病院、南部2診療所の在り方検討など、今後も一層の取り組みを推し進めていくことが必要であると考えております。

また、令和7年度の予算における主な政策的な経費については、「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる事業」および「旧身延中学校の跡地利用」などを主な政策的事業として、令和7年度当初予算への予算措置を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

先ほども述べたとおり、国の地方創生2.0、この中身はなかなかまだ明確ではないようでもありますけれども、当面ですと、デジタル田園都市国家構想に基づいて地域活性化、地域経済の振興と事業を遂行していかなくてはいけないだろうと思いますが、ぜひとも人口減少抑止のための施策でございます。やはりまちづくりが極めて大事なのかなということを感じるわけでもありますけれども、町としても積極的な取り組みをお願いをいたします。

次に、公共施設、主に箱物でございます。

民間活力導入でありますとか、統廃合による経費の削減を具体的に計画し、そして実施に移すべきであることは、従前から私が何回かお願いをしているところでございます。

身延町公共施設等総合管理計画（令和4年度改訂）に基づく身延町個別施設計画は、来年度、具体的にどのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

身延町個別施設計画につきましては、2027年をもって、蛍光灯の製造が終了となることから、施設の方向性が長寿命化となっている公共施設については、耐用年数や利用状況を見ながらLED化への改修を検討しています。全ての公共施設を、すぐにLED化することは難しいため、年度ごとに情勢を踏まえ、施設の見直しを行っていく上で、数年をかけて進めていくべきだと考えています。

また、施設の状態や利用状況が悪く、除却が妥当と判断されるものについては、早めに目標年次を定め、地域や利用者への案内を行って、施設の解体へと進めていくよう考えております。

想定される来年度の予算措置であります。関係課調整会議で協議を行い、事案の優先度また予算規模等を踏まえる中で、下山の旧身延北小学校体育館や旧原小学校プールなどの解体費用の計上を予定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

大型の公共施設が空き家のままであれば、これは非常にうまくないわけですね。やっぱり地域の人たちが集まって、そういう公共施設を使っていただければありがたいし、そのための施

策というものも必要になってくるだろうと思います。ただ壊せばいいという問題ではない。しかしながら、その耐用年数が来ているような施設については、早急に除却等をお考えになるよう、お願いをいたします。

次に、予算編成についての最後の質問でございますが、なお、これからの予算編成につきましては、過去の決算の内容を検証した上で、予算の最適配分を進めるために、縮小社会に適合した事業の選択と集中、それからスクラップ・アンド・ビルドおよび公共施設の統廃合などを基本的な考え方として、不断に事業の新陳代謝を進めなくてはいけないだろうと考えます。そうすることで、やはり私は新たな事業の成果が期待できる。身延町が合併したときから同じような事業をずっとやっている部分も一部ありますけれども、それではもう人口減少の中で果たして効果が期待できるのかどうか、極めて疑問であります。やはり時代に合わせた施策、政策、事業、皆さん方でお考えいただいて進めていただくようお願いしたいと思います。

そこで、予算の最適配分でございます。スクラップ・アンド・ビルド、選択と集中に対する考え方と、これを来年度予算に具体的にどのように反映をさせるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

事業内容や執行方法の改善を図るため、スクラップ・アンド・ビルドおよびゼロベースの視点に立ち、徹底した見直しを行うことは重要であります。

特に、費用対効果の低い事業や継続実施している補助金については、改めて事業目的・必要性・効果等を精査した上で、取捨選択および発想の転換による再構築を行い、廃止や統合等あらゆる観点から総合的な見直し等、適切な事業評価を行い経常的経費の節減を行っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

なかなか容易な事業、仕事ではございませんけれども、やっぱり計画性をもって、身延町発展のために仕事をなされるよう、お願いをいたします。

次に、2つ目の質問でございます。来年度予算編成における飯富病院の負担金についてであります。

飯富病院の負担金につきましては、当然、来年度も予算化要望があるのではないかと推測をいたします。その場合、病院が要望する金額をやみくもに計上するようなことがあってはけません。負担金を予算計上するにあたっては、適正な金額を見極めるため、誰しものが納得できる病院からの財務諸表等を含めて資料提出があつて然るべきであります。

現状、予算の査定にあたって、どのような財務資料の提出を求めているのか、あるいは求めたのかお伺いをするとともに、その資料等を専門家と一緒に分析をすることはあるのかどうか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和5年度までの当初予算については、町で全て把握することができていましたので資料提出はありませんでした。

令和6年度の当初予算等については、町からの求めに対してではございませんが、必要額を確定するために病院事務局から見込みの預金出納簿などの資料を提出していただきました。

令和7年度の当初予算に向けては、病院については医業収益と医業外収益に分け、老健も事業収益と事業外収益に分け、損益計算書に準じた資料の提出を求めているところです。また、積み上げるために必要な詳細な資料も併せて求めています。

その資料を専門家にみてもらうことはないのかというご質問については、現在、地域医療連携推進法人みなみやまなしで、峡南南部地域における医療再編調査検討業務を委託しているコンサル会社が、医業収益等の分析などを行っていますので、今のところ専門家にみてもらうことは考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

なかなかこれは悩ましい問題ではございます。しかしながら、これを乗り越えなければ身延町の将来もないわけでございますので、皆さん方、担当課を含めて厳しい対応をされるよう、お願いをいたしておきます。

次に、役場新庁舎の建設にかかる計画策定についてでございます。

新庁舎の建設につきましては、私、過去2度質問をいたしております。明確な意思表示がなされておりません。なかなか難しい問題でもございます。早々、軽々に発言することはできませんので、これは切石地区、富士川の堤防建設に伴う移転等について、当然、国の交渉を進めていくということを前提に、建設を進めていこうと推察をするものであります。

しかしながら、建設にあたっては、当然、身延町民を数多く集めて、どういうふうな庁舎が必要か、審議会を開催したり、建設地の決定をしたり、基本構想・計画策定、土地の買収、土地の造成、基本設計や財源の手当てなど、事業の構想から建物が完成するまでは、常識的に考えるならば5年ぐらいがかかるだろうということでもあります。そうであれば、私はできるだけ早い時期に建設にかかる計画の策定について着手してもよいのではないだろうかというふうに考えます。計画の策定については、なかなかいつからというようなことは、回答されるのは難しいかも分かりませんが、いつごろから進めるつもりであるのか。また、この建物を造るにあたっては、町民の声をどのような形で建設に反映をさせていくのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

新庁舎の建設につきましては、先ほども申し上げましたけれども、国土交通省によります富士川築堤工事に伴い、庁舎を移転しなければならないことによるものです。したがって、

庁舎移転のスケジュールは、富士川築堤工事の進捗と密接に関係をいたします。

一方で、国土交通省からは、いまだ確定した工程は示されておりません。

しかしながら、議員ご指摘のように、建設には基本構想から始まり、建設工事完了までは短くても5年ほどはかかると予測しております。

そこで、新中学校などの大型プロジェクトが終了いたしましたので、これまで教育委員会部局にある施設整備課を廃止いたしまして、新年度より新たに町長部局に新庁舎の移転などの公共施設の在り方を検討する部署を立ち上げる予定であります。

ご質問の、庁舎の移転建設にかかる計画は、新たに立ち上げる部署の中で、町民からのご意見の聴取方法も含め、検討してまいる予定であります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、お答えの中で、新たに町長部局に新庁舎の移転などの公共施設の在り方を検討する部署を立ち上げるということでございます。これは、非常に私は歓迎すべきことでございます。

ここでもって、身延町は人口減少が著しいわけでございますが、庁舎の在り方も含めて、町民からいろんな形で意見を聞くような、そういう取り組みを積極的にやっていただくよう、お願いをいたしておきます。

次に、最後の質問になります。町内における主要な道路建設についてであります。

本町において、これから建設をされます主要な道路につきましては、峡南北部地域における道路ネットワークが確保され、地域間交流が促進されること、さらには町内北部の災害時に非常時交通網が確保されること、事業主体である山梨県の県内道路ネットワークにおける位置づけが明確となり、更なる投資が期待できることが、私は求められるのではないかと常々考えております。

同時に、やはり私は中部横断自動車道との連携、活用が不可欠でございます。中部横断自動車道の富沢インターから六郷インター区間は、新直轄方式が採用をされております。新直轄方式とは、採算性が低いと判断された区間を国土交通省と山梨県が全額税金で建設をし、料金を無料にする制度でございます。地方の交通インフラを整備するという、さらには、これを通して地域経済の活性化を図るというために、これは国の政策として導入をされているものでございます。当然に、この中部横断自動車道、山梨県と静岡県を結び、移動時間を大幅に短縮をすることで、観光や物流の面で大きな、私は効果をもたらすことが期待されるのではないかと思います。

このことから、私はこれから身延町内における主要な道路建設につきましては、中部横断自動車道との関連性を高め、町の政策と連携した地域の活性化を目指すことが求められるというふうに考えます。新たな道路建設による物流の効率化により企業誘致が促進され、雇用の創出により若者の定着が図られることであり、観光地へのアクセスが向上し、観光客の増加が見込まれるということから、地域全体への経済的な波及効果が期待できるのではないかと推察するものでございます。

そうであれば、これら要素をもとにして、道路建設にあたっては、複数ある請願や要望がこれらにどれほど適合をしているのか確認をした上で、より適合性が高い案件に優先順位を付け

るべきであると考えます。

なかなかいずれの請願等も含めて、建設が進んでいないという現実がございますが、それを一歩でも二歩でも前へ進めること、それが峡南地域、そして身延町の発展につながると私は理解をするものであります。そして、事業主体である山梨県に対して、早急にその建設に着手するよう要望すべきでございます。当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、道路は地域を支える総合的な社会基盤でありまして、特に生活や社会面での安全性の確保や質の高い生活空間の充実を図っていく上で、道路は極めて重要な構成要素であると認識をしております。

本町の観光振興や周辺自治体との交流を促進し、本町の経済発展に寄与し、富士山噴火や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した際への避難・救助をはじめ、物資の供給を担う緊急輸送道路の整備とし、国道300号のバイパス整備や道路改良工事が進んでおります。

また、老朽化する道路構造物の増大に対応するため、従来の事後的な修繕の対策から予防的な対策として、長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネル等の修繕も最優先に行っていたいただいております。

議員のおっしゃられている、「中部横断自動車道中富インターチェンジ～国道300号を結ぶ新設道路」「三沢～市之瀬間バイパス実現」「県道割子切石線の新バイパス建設と大道川の改修工事」の請願につきましては、それぞれ議会において採択をされました。

いずれも、地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えており、道路管理者であります山梨県に対して常に要望をしております。

道路建設に関して優先順位を付けて要望すべきとのことですが、現在、議会で協議されている結果や山梨県峡南建設事務所管内で調査検討しております、市川三郷町・富士川町および身延町のうち旧中富と旧下部地区を対象エリアとする「峡南北部地域道路ネットワーク研究会」での検討結果を踏まえながら、優先順位の判断をしまいたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

町長のお答えは、一歩前というわけにはなかなかいかないだろうということは、理解をするわけでございます。しかしながら、やはり今のままであれば、なかなか新たな道路建設ができないのではないかと、そういう憂慮、不安、不安感を私どもは持つわけでございます。

そういう中で、やはり2つから1つを選ぶというのは極めて難しい問題でもあるし、2つ全てができればいいけれども、県、国等の予算を考えれば、やはり1つに絞って、われわれが要望をすべきであると考えることが大事だなと思うわけでございます。

そういう意味で、これからいろいろな議論を進めていきますけれども、町長等も含めて、いろいろなご意見をお述べいただければ、ありがたいと思います。

以上、私の令和6年第4回身延町議会定例会一般質問、これにて終了をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は9時45分といたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時44分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して資料配布の申し出があり、これを許可しました。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、大項目5題、14質問を行います。

まず、1項目めになります。望月町政3期目の展望と課題について伺います。

先ほども話にありましたけれども、望月幹也町長の3期目が去る10月24日スタートいたしました。10月5日の当選報告会に出席させていただきましたが、たくさん関係者、町幹部職員も駆けつけ、3期目も万全の体制で臨む決意を感じました。

町長選終了後の10月16日付け、山梨日日新聞に「望月幹也氏に聞く」と題し、囲み記事が掲載されております。2期8年の町政運営は、期ごとに目標を定め、やり残すことがないよう計画性をもって取り組んできたとの記事でありました。

2020年第1回定例会一般質問に、当時1期目を次のように振り返っております。

しだれ桜の里事業、あけぼの大豆の6次産業化、みのぶ自然の里のオープン、子どもの学習環境の充実と全国トップクラスの支援策、株式会社キーテックの企業誘致など、主要施策の成果を挙げられると同時に、人口減少に歯止めがかからない事態は重く受け止めているとの答弁でもありました。

また、2期目4年間の目標として、健康増進施設建設事業、身延中学校新校舎建設整備事業などを挙げ、第2期総合戦略のもと、町政に取り組むとの発言もありました。

今年度、広報みのぶの11月号においては、2期目の成果として、あけぼの大豆の6次産業化の推進、農林水産省の地理的表示保護制度、いわゆるGIの取得、スポーツ健康増進施設の建設およびオープン、身延中学校新校舎・給食センターの建設・供用開始など、主要事業の完遂と同時に、コロナウイルス感染症の対策に忙殺された2期目であったとの記事でもありました。

2期目の目標に掲げていた事業は、先ほど述べましたコメントのとおり、計画性をもって取り組めたのではないかと私は考えております。

しかしながら、1期目の振り返りで見られました人口減少の問題についての記述は見られま

せんでした。

全国的に人口減少のフェーズを迎え、一自治体で簡単に解決できる問題でもなく、非常に困難なことであるとは、私は理解しておりますけれども、そこで、2期目8年を終えた段階での当町の人口減少問題の捉え方と、3期目に当たっての対応について、例えば人口減少は甘受しつつ、スマートでコンパクトなまちづくりを目指すであるとか、住んでいる住民の生活や心の豊かさを優先していく施策などを打つなど、具体的な人口減少問題に対するまちづくりの考え方を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

本町の人口は、昭和22年の4万91人をピークに減少を続けておりまして、住民基本台帳人口は、今年の3月に1万人を割り、12月1日現在9,717人となっております。

また、日本の人口も平成20年をピークに減少に転じ、人口減少は、日本が抱える大きな課題となっており、社会的・経済的な様々な課題が深刻化し、一人ひとりの生活にも影響がもたらされることが懸念されております。

人口減少対策につきましては、平成27年、「まち・ひと・しごと創生法」の下、身延町総合戦略を策定して以来、改善を重ねながら施策の推進に取り組んでおります。

しかし、数十年にわたる人口減少の流れは続いており、民間の経営活動の流れや、一人ひとりの人生観や価値観などの生き方に作用し、短期間のうちに大きな効果を見出し、人口減少の流れを止めることは容易ではなく、大変難しい取り組みであると考えております。

今後も総合戦略を基本に推進していくものとし、これまでと同様に改善を図り、併せてこれまでの取り組みを超える、新たな発想に基づく施策の創出に努め、実行していくものと考えております。

「まちづくり」につきましては、総合計画を「まちづくり」のための基本的な施策として策定し、推進しております。

これまで、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった 身延町」を掲げ、活力と幸せを実感できるまちづくりに対しまして、町民の皆さまのご理解とご協力をいただき、議員のご質問と重なりますが、広報みのぶ11月号でご覧いただきましたとおり、取り組んでまいりました。

第3期目にあたりましては、これまでの取り組みを持続発展していくとともに、なすべき目標として「身延町役場本庁舎の移転計画の推進」「旧身延中学校の跡地利用の検討」「峡南南部地域の医療体制の構築」などを掲げさせていただいております。

「まちづくり」は、地域社会と資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、居住環境を改善し、活力と魅力を高め、生活の質向上を実現するための持続的な活動であり、その活力の源は住民や事業者の皆さまであると考えております。

今後も、様々な課題への対応が必要になってくると思われませんが、一方ではデジタル技術の飛躍的な発展などにより、生活環境は目まぐるしく変化していくものと考えております。

国では、急速な人口減少に対応したまちづくりとして、都市のまちづくりに向けた「コンパクトシティ」、分野・市町村の境界を超える「地域生活圏」、中山間地域等に向けた「小さな拠

点の形成」が示されております。

今後もこれらのまちづくりの考え方を参考に、人口が減少したとしても、活力と幸せを実感できるまちづくり「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった 身延町」を目指すところといたしまして、町民の声に耳を傾け、多様化する課題について、一つひとつスピード感をもって改善策を検討し、安全安心な町民生活や行政効率化など、本町の地理的特徴に合った、コンパクトなまちづくりを進めていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ただいま、まちづくりは、その源は住民や事業者の皆さまにあると。また、町民の声に耳を傾け、多様化する課題について、一つひとつスピード感をもって改善していくというような答弁がありました。

町民の声を届けることは、われわれ議員の仕事の基本でもあり、更なる努力、改善をしていかなければならないことは、重々承知しております。

町としては、総合戦略会議など様々な会議や委員会、審議会等がありますが、町民の声を幅広く聞くためには、年代、性別、職種等の裾野を広げる必要もあるかと考えます。

そこで、人口減少が著しい状況において、町民の皆さまのより多くの声を聞く機会の創出や町民の皆さまのまちづくりに対する住民意識の向上、積極的な参画について、今後の取り組みを伺います。

○議長（上田孝二君）

暫時休憩とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（上田孝二君）

再開します。

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まちづくりの今後の計画といたしましては、身延町の総合計画が再来年をもって期限となります。来年度からは、町民アンケートを通じた町民の意向調査、これにつきましては、今までペーパーを中心に行っていたわけですが、デジタル化が推進されていることもありまして、若者から多くの声を聞けるようにということで、デジタル化も導入しながら、皆さまの意見を広く取り入れて、次期総合計画の策定に反映し、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった 身延町」を目指すところとして、計画の策定にあたっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

広く町民の声を聞いていただき、若い方とか女性の方を委員会等の委員として採用していただけたらと思います。

2つ目の質問になります。先ほどから話があります3期目の重点項目として、3つの大きな計画を掲げられておりました。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、1つ目には、国土交通省の富士川築堤工事に伴う本庁の移転計画について。数年のうちに移転実施との認識で間違いないのか。先ほど答弁をいただいておりますので重なりますけれども、現状、具体的に開示できる移転候補地、完成時期などについて伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先ほどの伊藤議員のご質問に答弁いたしましたように、新たに新庁舎移転などを検討する部署を立ち上げます。

その中で、国土交通省から今後示されるでありましょう、富士川築堤工事のスケジュールに沿って、事業を進めてまいりますので、現時点では、ご質問の移転候補地、完成目標時期などは未定であります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

先ほどの伊藤議員の答弁には、具体的には決まっていないうですけれども、私が勝手に今、町の中心部への移転が有力なのではないか、もしくは旧身延町時代にあった銀行やJ A、病院、インターチェンジ、J Rの駅、国交省の出先機関、峡南建設事務所等がある文化会館周辺など勝手に想像しておりますけれども、候補地が決まりましたら、広く住民の方の声を聞くためにも、早い段階で情報の開示をしていただきたいと思います。

また、若手職員の方や町民、多くの声を聞きながら進めていただきたいと思います。

次の質問になります。2つ目の事業であります旧身延中学校の跡地利用について伺います。

底地の整理のための用地測量業務委託費680万円が9月の補正予算に盛り込まれ、可決されております。地権者の理解と協力が得られなければ、具体的な計画の進展はできません。

一方、空き地のままの放置が続きますと、雑草などが繁茂し、近隣への鳥獣被害の温床にもなりかねません。再利用計画までの敷地の管理について、担当課と管理方法について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

旧身延中学校跡地につきましては、これまで中学校用地として学校教育課の所管でありまし

たが、来年4月1日からは普通財産となり、財政課の所管となります。

なお、旧身延中学校跡地には身延山久遠寺や個人名義の土地も含まれておりますので、所有権の取得を推進していきます。

敷地の管理につきましては、他の管理用地と同様に目視点検と、5月から10月期に草の生長状況を見ながら除草を行っていきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

借地についての所有権の取得を目指していくとの答弁であります。2023年の第1回定例会の一般質問では、「身延小学校と身延中学校の敷地について、借地等の所有者が7、筆数が42」との当時学校教育課の課長の答弁でありましたけれども、現在の状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

借地等の所有権の取得につきましては、鋭意進捗中ではありますが、現在の状況につきましては、学校教育課長の答弁時と同じく、変わってはおりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

それでは、次の質問に入ります。

用地測量完了後の再利用計画の検討、地権者の方々への事業計画への理解と協力など、今後のスケジュールについて伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

旧身延中学校の跡地利用につきましては、今年度は用地測量を行い、境界の確定と地権者の確認を行っております。来年度からは、基本構想を含む基本計画の策定を行い、事業内容の方向性が決まりましたら基本設計、実施設計に進んでいきます。基本計画の策定から実施設計の完了まで順調に推移して2年を想定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

今の答弁ですと、実施設計完了まで2年を想定しているということであります。草刈り等は

実施していくということでありまして、先ほども述べましたが、あの周辺はシカが多数、国道に飛び出していたりというのを私も目撃しております。シカなどの進入は、近隣住宅や近隣の田畑への鳥獣害被害を招く可能性もあります。鳥獣害への進入防止柵の設置などを含む具体的な対策について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

鳥獣害防止柵は、田畑等農地を守ることを目的に設置されるものであり、旧身延中学校跡地を含めた町が所有する公共用地への鳥獣害防止柵の設置は考えておりません。

個別の田畑への柵の設置につきましては、産業課が所管する有害鳥獣防除用施設の資材購入費補助金を活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

昨日、われわれ議員、あそこを現地視察に行きました。確かに広大な敷地ですから、柵等を付けることはちょっと困難かなとも思いますけれども、しっかりと管理をしていただいて、鳥獣害のシカ等のすみかにならないような対策はしていただきながら、見守っていただきたいと思っております。

次の質問になります。3つ目の施策として、先ほどもお話がありました一般社団法人みなみやまなしを中心とした3町の医療連携などの課題解決について、これは非常に難しい取り組みになるかと思いますが、避けては通れない問題であり、「スピード感」をもった取り組みが求められております。

3期目がスタートしたばかりですし、3町それぞれの思惑もあり、かつ医療関係者の考え方もそれぞれであります。

合意形成は非常に困難を極めるものと捉えておりますが、そこで3期目の4年間の間で新たな医療体制の構築まで実施可能と捉えているのか。また、実現に向けた今後の具体的な取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えをいたします。

地域医療連携推進法人みなみやまなしは、飯富病院、身延山病院、早川町、身延町および南部町の5つの組織を社員とした法人で、飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所および南部町万沢診療所の将来的な統合再編を念頭に、参加病院等相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域、これは早川町、身延町および南部町ですけれども、峡南南部地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保していくことを目的に設立されました。

この法人で、飯富病院、身延山病院および南部町の2つの診療所の将来的な方向性が今年度中に決まっていきましたら、関係機関、関係者の皆さま、町民の皆さまのご理解とご協力を

得ながら、この地域において効率的で持続可能な医療提供体制の確保を目指し、任期4年間の
中で、最大限の努力をしてまいっている覚悟であります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

非常に難しい問題でありまして、町長もスピード感をということは重々承知しているかと思
います。

先日も峡南医療センター企業団でも、富士川病院に入院機能を集約し、市川三郷病院を診療
所とする方向で検討しているというような報道も見られております。峡南地区の医療体制の再
構築は、それぞれの町村によって待ったなしの状況であります。

また、峡南地域は地域医療推進のモデル地域として、全国の15ある地域のうちの1つにも
選定しております。

非常に地域間、それぞれ広い場所ですので、難しい取り組みになりますけれども、一刻も早
い再編を目指して取り組んでいただきたいと思います。

続いて、大項目、別の質問になります。本年度の職員採用試験の状況について伺います。

人口減少、少子化、民間企業の好業績により、民間は雇用の活発化が行われております。逆
に新規職員の確保が困難になりつつ、当町の職員採用試験について、今年、第1回定例会でも
質問させていただきました。

総務課長の答弁においては、「継続的な新規採用者を確保しなければ、職員の経験年数や年齢
構成に偏りが生じ、世代間の継承や計画的な人員配置、人材育成が困難になり、必要な行政サー
ビスを将来にわたり提供できないことを踏まえ、毎年度、平準的に新規採用の確保に努める必
要があると考えております。そこで、従来は9月に山梨県町村会による統一試験と、10月と
1月に臨時採用試験が実施できることとなっておりましたが、来年度、本年ですね、受験者の
確保を目的に、民間企業や市の採用試験と同等か、それ以上早い4月に試験を実施いたします。
また、例年どおり9月に統一試験を実施し、1月にも臨時採用の試験を実施できる予定となっ
ております。」との答弁でありました。

臨時試験の一次試験を7月14日、二次試験を8月26日に実施し、9月13日に保健師1名、
事務職1名を採用とホームページに掲載がありました。通常試験を9月22日に実施し、事務
職員8名が一次試験に合格し、10月28日に二次試験を行いました。

そこで、本年度前倒しで実施した臨時試験の効果と、来年度以降の臨時試験を含めた採用試
験の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

新規採用職員の確保のための新たな取り組みといたしまして、7月14日に臨時の採用試験
を実施いたしました。職種はいずれも大卒の事務職と土木職および保健師職で、事務職は8名
の受験者があり、最終合格者は1名でした。保健師職は受験者が1名で、最終合格者も1名と
いたしました。その後、辞退の申し出があり、残念ながら採用には至りませんでした。また、

土木職についての受験者はございませんでした。

保健師職、土木職では採用者なしという結果でしたが、事務職においては、8名の受験者がありました。試験結果により採用者は1名となりましたが、予想以上の受験者であったと感じております。また、臨時試験の実施は効果的であったと考えております。

来年度以降も7月採用試験につきましては、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問です。

本年度、9月22日に実施した統一試験の募集職種の内訳と定員および受験者数、二次試験の合格者と今後の1月の臨時試験の有無について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

9月に実施いたしました統一試験では、高卒者を含む事務職、同じく高卒者を含む土木職、保健師職のいずれも若干名の採用を見込んでおりました。結果、事務職の高卒者は4名の受験者があり、2名を最終合格者といたしました。大卒者は5名の受験者があり、同じく2名を最終合格者といたしました。

なお、土木職、保健師職においては受験申し込みはございませんでした。

1月に実施予定の臨時試験におきましては、引き続き土木職の高卒と大卒者および保健師職の募集を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

この問題につきましては、前回の第1回定例会でも質問しました。試験実施日を前倒しして採用試験を1回多く実施した結果として、事務職員の採用には効果が表れて、非常に評価できる取り組みだと感じております。

しかしながら、土木・保健師など専門職の人材の採用には至らず、人材不足は深刻であります。土木など専門職の町内配置については、非常に危惧をしております。人が足りるのかなどということですね。土木職員の現況と今後の対策等について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

本年度の技術職の配置状況は、建設課に3名、上下水道課に2名、施設整備課に1名の計6名

であります。各課からのそれぞれ技術職の補充を求められております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、各課の要求を満たせるほどの採用には至っておらず、現状は事務職採用でありながら、技術系の大学を卒業した職員を配置することでしのいでいる状況でございます。

そこで、技術職も含め職員採用者の確保のため、本年度から新たな試みといたしまして、7月にはオンラインによる県内市町村合同就職説明会に参加いたしました。また、令和8年度採用に向け、県内市町村職員合同業務ガイダンスが、今年24日、県立図書館において対面式で実施されます。こちらも初めての参加となりますが、職員採用に結びつけられればと思っております。

今後は、職員採用の募集広告を行い、応募者を待つだけでなく、就職説明会などへ積極的に参加し、職員確保のため努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

人材不足は、民間が景気が良いですから、非常に土木系などはそちらに流れてしまっている現状があります。技術系の職員はすぐに育たずに現場経験と年数がかかりますので、そのへんも当然考えておりますけれども、今、答弁にありましたように、様々な施策で取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問にまいります。投票所再編後の初の選挙実施の検証について伺います。

投票所が20カ所から10カ所に削減されての選挙が、町議会議員補欠選挙投票日10月20日、衆議院議員投票日10月27日に実施されました。令和6年第1回定例会一般質問において、投票率の影響、代替施設の効果検証、費用対効果などについての情報開示については、選挙実施後に実施する旨の答弁がありました。そこで、まず、投票率の影響についての分析について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えします。

投票率への影響を検証するにあたり、身延町議会議員の補欠選挙につきましては、平成24年9月執行の補欠選挙がございましたが、無投票となっており、比較できる選挙がないため、検証の対象からは除外させていただきました。

そこで、衆議院議員小選挙区山梨県第1区における投票率につきまして検証を行おうとしましたが、前回の令和3年10月執行の衆議院議員選挙および前々回の平成29年10月執行の衆議院議員選挙においては、いずれも身延町議会議員一般選挙と公示日や投開票日が一緒になるなどしたため、投票率への影響が大きく、やはり検証の対象にはふさわしくないと考え、検証の対象から除外いたしました。

そこで、他の選挙の影響を受けなかった、平成26年12月執行の第47回衆議院議員選挙における小選挙区の本町の投票率を見ますと62.93%であり、本年執行の第50回衆議院議員選挙は62.91%でありましたので、その差は0.02%にとどまっております。

この結果を見ますと、本年執行の第50回衆議院議員選挙では、町議会議員の補欠選挙が同

時期に行われた結果、幾分かは投票率を押し上げる方向に働いてはいるとは思われますが、投票所の統合による投票率への影響はほぼなかったものと判断しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問であります。

代替え策として、共通投票所の開設、移動期日前投票所の開設、デマンド型交通支援の3つの取り組みについて、移動期日前投票所の開設は、投票立会人の確保や開設の設置など準備が職員の方々は大変だったと思います。また、交通支援については初めての取り組みであり、町民全体への周知などの課題はあったかとも感じました。

そこで、実施後の効果検証および費用対効果について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、経費の削減以上に、投票管理者等にご協力をいただいております区長さんをはじめ区役員の皆さまの負担軽減が今回の投票所の削減の狙いでありました。

投票管理者につきましては20人から10人に、投票立会人は63人から32人と、いずれも半数といたしました。

しかし、議員ご指摘のとおり、選挙経費の削減も重要なことと考えております。そこで、選挙経費の削減につきまして、令和3年10月執行の衆議院議員選挙と本年10月執行の衆議院議員選挙を比較いたしますと、投票管理者、投票立会人、事務従事者などの人件費やポスター掲示場設置費、投票所借上げ料など、投票区の減少に伴い削減した経費は、234万4,420円でありました。

逆に、新たに発生した経費といたしましては、移動期日前投票所に係る土曜日の職員時間外手当12万2,802円とデマンドタクシー運行経費82万8円の合計94万2,810円でありました。したがって、差引140万1,610円の削減となりました。

デマンドタクシーの運行経費が高額となっておりますので、令和7年に執行が予定されております参議院議員選挙ならびに町議会議員選挙に向け、経費削減策につきまして検討を行っていく予定であります。また、議員ご指摘の周知方法につきましても、併せて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

来年度も参議院選挙、町議会議員選挙などが予定されております。今回の3つの代替え策についての改善点など、来年度の選挙に向けての取り組みを伺います。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えします。

10月に執行した2つの選挙が投票所を統合し、それに伴い、共通投票所、デマンド型交通支援の利用、移動期日前投票所の開設と、3つの取り組みを初めて実施しましたが、いずれの取り組みにつきましても大きな混乱もなく、実施できたと安堵しております。

さて、次回の選挙に向けての改善点、取り組みはとのご質問ですが、現行の取り組みを続けてまいりたいと考えております。その中で、移動期日前投票所につきましては、投票所のテントをスピーディーに展開できるものに変更できないか、また有権者の皆さまに、よりスムーズに投票いただけるよう検討を進めている最中でございます。

また、全体的な取り組みといたしまして、新たな3つの取り組みにつきまして、有権者の皆さまへの周知は、引き続き努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

投票所は10より20あればいいわけですがけれども、現状を見ますとそうも言っていられませんが、今の取り組みをさらにバージョンアップさせていただき、町民の方に周知をして理解をしていただくことが重要かと思っておりますので、さらに取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、第4項目の質問になります。

夏休み学童保育への民間有料昼食弁当提供事業について伺います。

こちら昨年第3回定例会一般質問において提案させていただきました、夏休みの学童保育の児童に対する昼食弁当の提供事業ですが、望月幹也町長のスピード感をもった判断により、本年の夏休みに試験的に導入いたしました。利用保護者の意向調査などを踏まえて試験的实施を行ったわけでございます。

しかし、予算措置もままならない状態で、担当課であります子育て支援課には大変なご尽力をいただき、何とか無事に終了いたしました。

そこで、今回の利用者数、提供弁当数など、利用実績について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

今期の配食事業の利用者数は73人、配食数は443食であります。

期間中の学童保育利用者の45.9%が配食事業を利用しています。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問ですがけれども、1日当たりの平均的な配食数や1日当たり一番多い日、逆に一番少な

い日の数をお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

1日当たりの平均配食数は20食、一番多い配食数は42食、一番少なかった配食数は8食であります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

事業終了後、利用アンケートなどを実施したようですが、そのアンケートの分析と課題について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

まず、学童保育利用者の中にも、配食事業の利用について、様子見をしながら利用を検討する方が数多くいらっしゃるのではと考えております。

次に、アンケートから見ると、利用した方の84.6%が「満足」と答え、弁当の金額は「ちょうどよい」が59%、メニューについては「満足している、やや満足」が74.4%、量については「ちょうどよい・多い・少ない」がそれぞれに30%台という結果になりました。

利用してみようという方の中には「朝忙しい・大変だから」と便利さを歓迎する一方で、利用しなかった方は金額・量・子どものためにお弁当を作りたいと様々な意見が寄せられたことから、各家庭での意見にも多様性を感じているところであります。

学童保育事業については、低学年から高学年まで、身体の大きさ、成長の度合いも違う子どもたちが利用しています。

全ての要望を実現するのは、配食事業受注業者の負担増を考慮すると、非常に困難であるということを改めて感じております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

今年度は試験的導入でありました。本年度の冬休みについても実施をするのかどうか。また、令和7年度以降の実施の有無、また実施する場合の改善点や予算的措置について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、夏休みにおきましては、試験的事業として導入いたしました。

実施の成果としましては、先ほどの答弁のとおりアンケート結果となっております。このことから、冬休みについても試験的事業を継続し、終了後に再度アンケートを実施いたします。

夏季休業期間における実施事業者につきましては、昨今の食材費高騰の影響はありますが、引き続き同一価格にて提供いただけることとなりました。

また、令和7年度以降についてですが、継続して事業実施する見込みであります。

ただし、学童保育利用者の中には弁当提供事業を利用しない方も一定数いらっしゃいますので、そのことを念頭に置き、公平性に配慮しながら、利用者負担を考えていかなければならないと思っています。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

今、答弁にありました公平性に留意しながら、利用者負担、要はお弁当の負担の金額を、今現状は500円で考えているという答弁であるかと思えます。お弁当1個500円の受益者負担について、私は個人的には妥当かなとは思いますが、実施したアンケートの中には、もう少し負担が減れば利用したい、逆に言えば400円だったら利用したいというような意見も見られました。利用者負担額が少し抑えられれば、利用者数や配食の数、全体の数も、先ほど、1日少ないときは8食などという話もありましたけれども、それらも2割から3割ぐらいは増加するのではないかと予想します。

予算的措置を実施しながらの利用者負担額の見直しも含めて、来年度実施に向けての取り組み、見解をお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

先ほどの答弁では、具体的な金額についてはお答えしておりませんが、配食事業者にかかる食材調達、配送費用等の経費を鑑みて、町による経費の一部負担等についても検討しております。

今後の物価がさらに高騰することも懸念されますが、利用者のご理解のもと、一定の利用者負担をいただきながら、継続してこの事業を進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

この事業につきましては、子育て支援課の若手職員の方がかなり尽力をさせていただいて、一生懸命やっている事業でもあります。末永くバージョンアップして、保護者のためにもなりま

すので、続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

5番目の、最後の質問になります。企業版ふるさと納税について伺います。

前回、第3回定例会一般質問では、ふるさと納税の質問をしました。そのときにも触れさせていただきました、企業版ふるさと納税ですが、昨年度、この制度を利用した県内自治体の寄附の総額は6億円余りです。先ほど、配布資料しました、3ページ目にも書いてありますけれども、このうち富士川町への寄附が2億円を超えて最多となったとの報道も見られました。

広報みのぶ11月号には、令和5年度実績報告として、企業版ふるさと納税3件、90万円との記載もありました。

企業版ふるさと納税は、地方創生につながる自治体の事業に企業が寄附した場合、寄附金は10万円から可能ですが、法人税などが減免される制度であります。

国のまとめによりますと、山梨県と県内27の市町村が昨年度、それらに寄せられた寄附の総額は6億1,450万円でした。このうち、富士川町への寄附は44社から2億2,350万円、県内の自治体で最多となった。全国の寄附を受けた1,500の自治体の中でも36番目に多くなったという報道もありました。

このほか、表にもありますけれども、近隣の自治体では山梨県の寄附がざっと1億4,400万円、市川三郷町への寄附が409万円、早川町へは200万円、南部町などは50万円となっております。

富士川町は、町としての魅力を発信し、ファンが増えた結果、寄附額が上がったと思うとのコメントが聞かれました。

ふるさと納税が頭打ちになりつつある現在、企業版ふるさと納税は次なる自治体の財源確保の手段として注目されつつあります。待ちの姿勢では、自然に増える金額はわずかだとも考えられます。

内閣府が共催する企業と自治体のマッチング会において、企業動向などを調査研究する。また、戦略的に企業とのコミュニケーションを取り、担当課のみならず首長自ら営業戦略を行うなど、攻めの姿勢が不可欠とも思われます。

望月幹也町長の豊富な人材と卓越した営業力・交渉力をもってすれば、身延町出身者や身延高校の卒業生、県外中小企業経営者など、有縁の起業家や経営者とのコミュニケーションを強化して、身延町のプロジェクト・まちづくりに更なる協力をお願いすることも可能かと考えます。

そこで、本町の企業版ふるさと納税に対する捉え方と今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町への寄附金「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」、「その他、企業寄附金」の過去3カ年の寄附額は、令和3年度が3,457万1,001円、令和4年度が4,142万1,500円、令和5年度が6,235万3,500円で増加の傾向にあります。

このうち、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金は、令和3年度が110万円、令和4年度が120万円、令和5年度が90万円となっており、企業版ふるさと納税制度を活用しない寄附、または該当しない企業からの寄附金は、令和3年度が12万円、令和4年度が42万3,

500円、令和5年度が1,827万5,500円となっております。

このふるさと納税や企業版ふるさと納税等の寄附金は、本町の地方創生等の施策を実行していくための貴重な財源でありますことから、多様な手法を検討導入して取り組みを進め、促進してまいりたいと考えております。

現在、Webサイトの活用や民間事業者が提供する「企業版ふるさと納税・納税希望企業紹介サービス」、「企業版ふるさと納税マッチング支援」への加入、内閣府が提供する「企業と地方公共団体とのマッチング会」のWeb視聴などにより促進を進めております。

また、町長におきましては、自ら政策・施策の説明を行い、企業または個人の皆さまからご賛同を得て、ご支援に結びつけているところでもあります。

今後も国が提供する支援策への参加、民間事業者の活用、議員がおっしゃるとおり多様な関わりをもって、さらに幅広く取り組みを進め、身延町のプロジェクト・まちづくりに対し、ご賛同、ご支援を得られるよう鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ふるさと納税、企業版ふるさと納税、その他企業寄附の総額は、増加傾向にあるとの今の答弁であります。企業版ふるさと納税については、令和6年度は、金額が飛躍的に増加しているようではありますが、今後も継続的に寄附が増加していくかは不透明であります。安定した寄附額を維持するためには、継続的に寄附をしていただける新規企業を常に開拓し、友好的な関係を維持していくことが不可欠と考えます。

企業側の業績や様々な諸事情に左右されやすく、寄附金額は流動的で非常に難しい取り組みであることも理解しておりますが、また一方で、企業版ふるさと納税を安定的な財源として確立している地方自治体があることも事実であります。

当町でも、非常に難しいかと思いますが、課内だけでも、協力寄附の企業数や金額など、具体的な目標数値を掲げて取り組むなどの対応も必要かななど、これはよく民間でやることなんですけれども、公共の役所等がどうなのかという意見もあるかと思いがたけれども、そのへんについていかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、企業版ふるさと納税は、企業の意思に委ねられた寄附金でありまして、安定的な財源として確立することは難しいものと考えております。

ご質問の、協力寄附企業数、金額など具体的な目標数値を掲げた取り組み、安定的な財源としての確立に関しましては、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

稼げる自治体ということで、こういうものも少しの努力で少しずつ積み上げが、身延町も実績が出てきておりますので、今後もその取り組みを継続していただいて、企業版ふるさと納税については、どこの自治体もかなり注目をして伸びてきているものでもあります。取り組み方によって伸びしろもあるのかななどと思いますので、継続的に、鋭意いろいろな情報に耳を傾けながら、アンテナを高く張っていただいて取り組んでいただけたらと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

一般質問の再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、伊藤達美君から早退の届出がありましたので報告します。

次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

通告によりまして、大項目3点、小項目13点を一般質問いたします。

まず第1に、医療・介護提供体制構築における行政の役割について質問いたします。

身延町のキャッチフレーズであります「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」、このキャッチフレーズの根底にあるものは、言うまでもなく医療・介護の充実があるわけでございます。何よりも優先的にこれの充実を図っていかなければならないと思います。

過疎地域において、救急医療や入院機能を持つ病院の運営維持には、数多くの課題が山積しています。

人口減少問題、医師不足の問題、これは古くて新しい問題で、医師の地域偏在など数々の要因があります。3つ目は施設の老朽化問題。厳しい経営状況の中、さらに病院の建て替えや修繕費用が発生する現実を抱えております。

そこで、へき地における不採算医療について質問をいたします。

地域医療の確保の中で、特にへき地医療拠点病院が政策医療として提供している不採算医療について、自治体としてどのような認識を持っているのか。また、それは峡南地域の医療に必要なものなのかどうかを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和5年第3回定例会の山下議員からのご質問で、へき地を支える不採算医療確保についてという中で、同じようなご質問に対し、町長が答弁しております。今回は、そのときの町長の答弁の繰り返しになりますので、私のほうでお答えいたします。

へき地を支える医療については、公立、私立の区別なく、病院も診療所も、この地域にある全ての医療資源がこれを担ってくれているところですが、不採算部門にして地域住民の健康を守るために必要な医療については、公が地域の実情を踏まえ、予算のバランスを図りながら、これを確保するものと認識しています。

現在検討中の、峡南南部地域の医療体制についても、在宅医療、へき地医療の確保については、欠くことのできない要素であると考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

不採算地域において、民間医療機関が経営的に手を出しにくい医療が不採算医療です。具体的には、へき地医療をはじめ、小児科や救急医療などの分野です。それらの医療行為は合理的な運営をしても黒字にならないが、地域の生活維持には必要な医療であります。

国は、国が定めた不採算医療の確保のための繰出基準を設け、交付税措置を行う仕組みになっております。飯富病院のような、へき地医療拠点病院がその対象になっております。

その不採算医療の財政措置について、第2問目ですが、不採算医療に対する繰入金について、過去何度か一般質問を行ってまいりました。その内容は同じで、不採算医療に対する一般会計からの繰入金と国の繰出基準に対して相違があるのはなぜかというものです。

令和4年3月定例会の財政課の答弁は、「負担金は、地方公営企業法に基づく繰出基準額の範囲であり、繰出基準はその金額を必ず計上しなければならないものではなく、その基準の範囲内で自治体が病院へ経費の補填を行うものである。」という内容でした。

また、令和6年9月の飯富病院議会での町長の答弁も「交付税は一般財源であり、子育て支援や道路の延長などの予算として町が決めるもので、不採算イコールすぐ病院へ入るものだと勘違いし過ぎだ。」という内容でした。

一方、平成21年の地方公営企業経営アドバイザー派遣事業において、総務省の経営アドバイザーによる指摘事項の内容は、次の会議録です。「公立病院の場合、不採算医療、例えば救急医療だとか、へき地医療に対し、国、総務省のほうから交付金が出ています。その交付金は、町に入り、町のほうから病院へ入ってくる仕組みになっています。従来から、繰入金の一部は町から入っていますが、入っていない金額が過去からずっと続いている状況です。平成20年度の計算では5千万円ほど少ない状況です。これは総務省の通達で決まっていて、独立採算で賄えない経費は、不採算医療として国から町を経由して病院に入れていくことが本来の姿だと思います。この点について、関係者が集まって議論をして、今後ルールに基づいた繰り出しを行ってほしいことをお願いします。」という内容です。

また、令和5年度の決算統計のヒアリングにおいて、山梨県市町村課の指導内容も同様、国からの基準財政措置額に対して、町からの負担金は年額約1億2千万円少ない状況を指摘するものです。

以上、不採算医療の繰入金に対する身延町の認識とは大きく異なる内容になり、繰出基準に

沿った繰入金が繰り入れられることが原則であるから、それと比較して少ないという指摘につながるものと考えます。

前回の6月議会において、飯富病院、峡南ケアホームいいとみのベッド削減の原因は、膨大な施設改修に対して病院側が建設基金を積み立てていないことが原因だとしているが、総務省や山梨県市町村課の指摘内容から見ると、飯富病院がへき地医療拠点病院に指定されてから42年、この間に町の一般財源に貯まった繰り出しがされなかった差額の金額は、飯富病院の基金の積み立てにあたるものと考えるが、当局の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

まず、地方交付税の考え方について、過去の答弁を引用してご説明いたします。

令和4年第1回定例会で、山下議員のご質問に対し、財政課長は「交付された地方交付税の用途は、地方公共団体の自主的な判断に任されており、用途を制限したり、条件を付けたりするものではない一般財源である。」と答弁しております。

さらに、令和5年第2回定例会および第3回定例会の山下議員のご質問に対し、財政課長は「普通交付税と同様、特別交付税も一般財源であるため、その用途を制限するものではない。また、地方交付税は、地方公共団体が自主性を損なわずに行政の執行機能を保持していくことを目的として交付されるものであるので、地方税収等と同様に、町全体の運営資金に充当して然るべき財源である。」と答弁しております。

また、今回のご質問の中に「膨大な施設改修費に対して、病院側が建設基金を積み立てていないことが原因だとしているが」とおっしゃっていますが、このことは、令和6年第3回定例会の再質問で、長年、飯富病院に勤務し、事務部長まで務めた山下議員が、「施設の老朽化に対して優先順位を付け、修繕を繰り返しながら事業経営を今まで行ってきた」とおっしゃったものですから、「施設改修のための基金を積み立て財源を確保することなく、長期的な施設管理計画を元に計画的に改修を実施してこなかった結果が、今回の老健施設のような莫大な改修費用につながったのではないのでしょうか」と疑問を投げかけたものです。

最後に、基金についてですが、地方自治法第241条に次のとおり定められております。

第1項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

第2項、基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

第3項、第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければ、これを処分することができない。

第4項、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

第5項から第7項までは、説明を省略させていただきます。

第8項、第2項から前後までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

この地方自治法第241条が基金の定義ですので、山下議員のおっしゃっていることは基金

にあたりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

まず、地方公共団体の会計と公営企業会計の違いを理解してほしいと思います。

基金の説明がありましたが、公営企業会計において、収益的収支における減価償却費や資産減耗費など、現金の支出を必要としない費用の計上により、留保される資金は積立金として処理されます。減債積立金、建設改良費などの勘定科目に振り分けられますが、柔軟性の観点から損益勘定留保資金にまとめられています。

繰出基準どおりの繰出金は、その分、収支に影響し、留保資金が増えることとなります。このことから、繰り出しされなかった金額は病院の基金の積み立てにあたるものとするのは当然です。

再質問ですが、そもそも今までの不採算医療に対する財政措置に対して、総務省および山梨県市町村課の指摘内容は間違っているという答弁内容と理解していいのか、時間の関係で間違っているのか、いないのか、それだけ答えていただけますか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

「総務省および山梨県市町村課の指摘内容は間違っているという答弁の内容の理解でよろしいか」というご質問ですが、山下議員がご説明等を受けた詳細な内容が分かりませんので、肯定も否定もするものではありません。

ここでは、地方交付税の考え方について、財政課長が過去に何度か答弁した内容を引用して、山下議員に理解を求めているものです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

時間がありませんので、もう少し質問に対して的確に答えていただきたい。

次に移ります。医療・介護提供体制構築における行政の在り方について伺います。

老人保健施設の老朽化による工事の高額な改修費用に対し、基金の積み立てや計画的な改修工事をしてこなかった病院側の責任を取り上げ、改修工事を実施せず、ベッドを閉鎖する方針を取りました。これによって、地元住民は他町の施設に移らざるを得なくなるばかりか、ベッド削減は今後の経営改善には致命的な対応となります。職員の大規模なリストラにつながる可能性もあります。

町長の3期目就任式では「少ない財源の中でいかに大きな成果を上げるか。意識的に業務に取り組んでほしい。」との職員への訓示がありました。道の駅にしじま和紙の里の建設費用8億4千万円の対応と、地元住民の生活に密着に関わる老人保健施設の改修工事を実施せず、ベッド削減の対応に対して、町民にとって大きな成果とは何を指しているのでしょうか。

また、不採算医療に対する繰出基準と異なる繰出金の長年の対応や、老健施設の建設修繕の対応など、へき地の医療・介護体制を守るための行政の在り方についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

介護老人保健施設の改修に対して、基金の積み立てや計画的な改修工事をしてこなかった病院側の責任を取り上げ、改修工事を実施せず、ベッドを閉鎖する方針をとったと、山下議員がおっしゃっていることに対し、介護老人保健施設を縮小する理由について改めてご説明いたしますが、老健施設の老朽化が深刻な問題となっており、改修するには約9億7,300万円という莫大な費用がかかる上、故障で空調設備が使用できないことから、病院施設の旧療養病棟として使用していた2階で老健を運営継続していくこととなったため、施設的に縮小せざるを得ないということです。

また、老健施設を縮小することは、飯富病院の院長を中心に、幹部職員ならびに関係職員が施設改修のことばかりではなく、経常的な赤字基調の病院運営および老健運営のことも勘案し、熟慮に熟慮を重ねた上での結論であったことを重く受け止め、飯富病院議会、組合の構成町である身延町および早川町は、老健施設の縮小を承認したと認識しております。

成果とは何かというご質問ですが、町民の福祉向上を包括的に言っているもので、令和7年度の当初予算編成の基本的な考え方の中でも、町民ニーズの的確な把握と財源の捻出の工夫、非効率な支出など、とことん考え抜き、最小のコストで最大の成果を生み出すことが求められているとし、そのためには、全庁的な視点で例外を設けることなく全ての事業の見直しを行い、目的を達成した事業や成果の見いだせない事業を見極め、事業の統合・縮小・廃止を検討し、あらゆる工夫を講じ、歳入の確保に努めることが必要であると示しています。

不採算医療に対する財政措置の長年にわたる国の基準額とはかけ離れた繰出金の対応については、繰り返しになりますが、令和4年第1回定例会の山下議員のご質問に対し、財政課長が「繰出基準はその金額を必ず計上しなければならないものではなく、その基準の範囲内で自治体が病院へ経費の補填を行うものであります。したがって、「適正な繰出金がなされていない」というのは誤りであり、適正と判断している。」と答弁したとおりです。

最後に、身延町の医療・介護体制を守る行政の在り方についての考え方については、ここでは峡南ケアホームいいとみなど、飯富病院関係のこととしてお答えいたします。

前の答弁と重なりますが、不採算部門にして地域住民の健康を守るために必要な医療・介護については、公が地域の実情を踏まえ、予算のバランスを図りながら、これを確保するものと認識しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

いろいろ言いたいことがありますけど、4問目に移ります。

経営赤字への対応につきまして伺います。

人口減少地域の病院を取り巻く環境は非常に厳しい中、さらにベッドを半数に削減してしま

いました。病院数が変わらない状態での経営改善は難しい状況と予想します。仮に規模の縮小や無償化などによって収支を一時的に改善できたとしても、それは住民サービスの低下と職員のリストラの可能性を伴うものであります。持続的に医療提供体制を維持するためには、極めて厳しい状況にあると考えます。

過疎・高齢化が進む地域において、将来を見据えた入所機能改善の設備投資支援がまず必要であり、重要と考えます。

飯富病院の令和5年度決算は、経常利益マイナス4億3千万円と巨額の赤字であり、今回は赤字補填がされました。今後、飯富病院の赤字経営への対応について考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

飯富病院への負担金ですが、早川町へ支出する普通交付税再配分を除いた金額で、令和5年度が5,070万7,377円だったのに対し、令和6年度が3億4,228万9,546円に膨れ上がっており、前年度と比較すると2億9,158万2,169円の増額となっております。

また、飯富病院ばかりではなく、身延山病院も人口減少や看護師不足などにより経営が厳しい状況にあります。これらを改善するために、現在、地域医療連携推進法人みなみやまなで、医療提供体制について協議しているところです。

飯富病院への高額な負担金の支出が続くことは、本町の財政に与える影響は計り知れず、健全な財政運営の継続が困難になり、町民の皆さまへの様々な行政サービスを提供することに支障が生じることが危惧されます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

再質問です。

赤字補填をいつまでも続けるわけにはいきません。病院の経営環境改善の土台づくりとして、将来を見据えた設備投資がまず必要であると考えますが、それについて支援対応はしないという理解でいいのか。するか、しないか、これだけ答えていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

すみません、するか、しないかという単純な問題ではありませんので、お答えさせていただきます。

「赤字補填をいつまでも続けるわけにはいかない」と言っているのではなく、令和6年度のような高額な負担金の支出を長期間続けていくことになった場合、町民の方々の様々な行政サービスにかかる予算を病院への赤字補填に充てなければならないおそれが十分考えられるということです。

そのような状況にならないよう、現在、峡南南部地域の医療提供体制の確保について協議し

ているものと認識しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

次に移ります。医師、看護師偏在の対応について伺います。

医師数は近年増え続け、約40年前の2倍となり、ほぼ先進国並みになりました。大学に医師採用の地域枠を設けられたが、適材適所に医師・看護師を配置するガバナンスがなく、勤務地や診療科の偏りを解消できずにいます。

さらに、峡南地域においては、働き手の確保が必要となった大学病院が派遣先の地方病院から医師を引き揚げるなどが行われ、地域医療は長年厳しい状態が続いています。

先日、住民アンケートにおいて、子育て世代からは「小児科」開設の要望が寄せられています。

医師偏在への対応策は、一医療機関や一つの町で解決できる問題ではありません。峡南3町で構成されている地域医療連携推進法人みなみやまなしの代表理事であり、飯富病院の組合長でもある身延町長は先頭に立ち、県・国へ陳情のアクションを起こすべきだと考えますが、今までの医師、看護師確保の対応状況と今後の計画について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

医師、看護師の確保ですけれども、それは山下議員のおっしゃるとおり、地方では特に厳しい状況であると認識しております。これは飯富病院ばかりでなく、身延山病院においても看護師不足、医師不足が起きております。

今日もいろいろ名前が出ておりますけれども、地域医療連携推進法人みなみやまなしは、この飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所および南部町万沢診療所の将来的な統合再編を念頭に、参加病院等相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保していくことを目的とした法人でございます。

この法人の協議の中で、将来的な、この南部地域の方向性が決まっておりますので、そのときに関係者間で検討していく課題だと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

今起きているあらゆる問題の根本には、言うまでもなく医師、看護師の不足があります。周りの意見を聞きながらではなく、町長がまず先頭に立って行動する必要があると考えます。

今まで長年にわたり飯富病院の管理者として、医師、看護師確保対策に対して答弁がなかったのは非常に残念です。すぐにでも行動を起こしてもらいたいと強く要望いたします。

次に、大項目2につきまして質問いたします。地域消滅危機対応策の地方創生臨時交付金の検証について伺います。

政府は、2014年、地方創生をあげて10年が経過し、令和2年度には地域経済や住民生活の支援等を行う地方創生臨時交付金が創設されました。

新内閣では、この臨時交付金を倍増する計画があるようだが、広く薄く配っても効果が乏しいのは、これまでの経緯から明らかです。

地域が何で稼ぐのか、地域の資源や住民、町長の気質に左右されます。人口が減っても土地を荒廃させず、地方の多様性や豊かな伝統文化、自然環境を後世に残していくという目標がその先に見えてくるものでなければなりません。

地方政策がどうあるべきか、今こそ町民の全庁的な合意を探る機会として捉えていただきたいということを念頭に置きまして、令和2年度以降の本町の地方創生臨時交付金事業が地方創生につながり、地方の価値向上に結びついているか、検証の必要があると考えます。

まず1問目としまして、ドローンによる映像コンテンツ作成事業について。

地方創生臨時交付金を使い、雇用の創出、過疎地の定住人口増加を目的とする政策として、身延町は令和2年度はドローンを活用し、観光名所と特産品の映像コンテンツ作成事業を実施しました。この事業が当初の目的に対しての検証結果と、今後の事業の発展的活用計画について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

コロナ禍における非接触型プロモーションの一つとして、身延町観光情報サイト「みのラブ」や身延町公式インスタグラムの開設などと合わせて、ドローン映像によるYouTube動画、身延空中散歩を作成しました。

事業内容につきましては、ドローン1基を購入し、主に観光課職員が自ら撮影・編集した映像で、合計38編作成しました。観光スポット、様々なコンテンツを紹介しており、身延町公式ホームページからも閲覧することができます。

財源は、地方創生臨時交付金は活用せず、町の一般財源を充てております。

ドローン映像を含めて、各メディアからの観光PR動画の提供依頼も寄せられることが多いことから、今後も積極的にコンテンツの制作・活用を検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

観光名所だけではなく、地域の祭りや文化イベントをドローンで撮影し、今の時流であるSNSなどのデジタルプラットフォームを通じて、ドローン映像を使い、地域の魅力を効果的に広く伝えていくことで、観光客の獲得、さらには移住定住につなげる目標をもって取り組んでほしいと思います。

今後も積極的にコンテンツの作成・活用を検討するという言葉を信じ、結果を注視していきたいと思います。

次に、デジタルの力を活用した移住定住政策について伺います。

笛吹市では、温泉街や果樹園をデジタル空間で再現し、インターネット上のメタバースとV

Rを活用し、若者層をターゲットとした移住定住を促すサイトを開設しています。このサイトは利用者のアバターで各観光スポットを歩き、見て回れる仕組みになっています。今後、魅力発信のドローンで空撮した写真などコンテンツを増やしていく予定といたします。そして、メタバース内の掲示板に記されたリンクから市のオンライン移住相談の予約ができるといたします。

都会から地方へ人流を生み出す移住定住政策事業を、デジタルの力を活用して取り組むべきと思いますが、当局の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

移住定住政策につきましては、本町の生活環境や支援制度、空き家、分譲地などの情報を、移住相談会・パンフレット配布・インターネット環境、不動産事業者などを通じ、発信等を行い、取り組みを推進しております。

ご質問の移住定住政策へのデジタル技術の活用につきましては、平成27年度に独自に構築いたしました空き家バンクシステムによるマッチングやホームページ・SNSを通じた情報発信、Web会議ツールによる移住相談会などにより行っております。

令和6年3月末日現在、県が取りまとめました市町村別の空き家バンク成約件数の累計では、本町は県内で6番目となっており、デジタル技術を併用した取り組みが一定の成果に結びついているものと考えております。

近年、デジタル技術は急速に進歩し、人々の生活に広く活用されるようになってきております。

デジタル技術を活用した新たな取り組みの導入も検討していくことが必要であると考えておりますが、デジタル技術の導入には、導入経費・維持費等の経費が発生することから、導入効果も併せた中で検討が必要となります。

今年度は、子ども服ブランドの情報誌の「子育てしやすい自治体」コーナーで情報発信を行ったところ、約300件の資料請求をいただきました。

今後も先進的に取り組まれている事例を参考にしながら、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

最後の言葉、今後も先進的に取り組まれている事例を参考にという言葉いただきました。移住定住に向けて、先進事例は全国で多数あります。先進事例の積極的な研究において、効果的な結果を残している政策には、メリハリのある予算投入が必要と考えます。また同時に各課を、例えば観光課との事業内容の融合も視野に入れ、移住定住政策、効果的な情報発信を心がけてほしいと思います。

次に、テレワーク設置事業、サテライトオフィス誘致事業について伺います。

地方創生臨時交付金を利用して、令和2年度実施したサテライトオフィス誘致事業、令和3年度実施したテレワーク設置事業など、新規ビジネス拠点による雇用の創出、移住促進、空き家

の活用など、地域活性化を目的とした計画が実施されました。

地域の実情やニーズに合った施設になっていたのか、5類以降1年目において、利用状況など地方創生に寄与したか、具体的な効果の検証について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

「道の駅しもべ」の「コワーキングスペース」につきましては、令和3年度「テレワーク設備整備事業」で備品整備を行いました。

フリーWi-Fiが完備され、必要に応じ高速通信が利用可能で、テレビ会議に対応したミーティング会議室を備えており、「サテライトオフィス」としても「コワーキングスペース」としても利用できる機能を持っております。

企業のサテライトオフィスとしての利用実績はありませんでしたが、個人が利用する「コワーキングスペース」としての利用は令和5年度161人で、キャンプ場利用者も含まれており、観光地を利用しながらICTが活用できる、地域の実情に合った施設として利用されております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

この事業は、新規ビジネスの拠点、雇用の創出、移住定住、空き家の活用など、地域活性化を目的としたものですが、利用実績はなかったという報告です。

ここで若者の転入動機や創業のパターンなどの研究など、今回の結果になった原因の徹底した検証が必要であります。今後の活用方針を早急に打ち出す必要があると考えます。

今後も継続して施設の在り方、その効果について注視していきたいと思えます。

次に、地方創生のための地元食材の地産地消について伺います。

地方創生は、地元産業である農業が雇用と所得を生む、稼げる産業になることが重要と考えます。

学校給食に地場食材を使う自治体が増え、山梨県は地元食材使用率が2019年度より全国で最も伸びているのが現状です。地元の食文化の理解を深め、同時に地産地消を後押ししていきます。

令和4年6月議会の一般質問において、当時の担当課長より「学校給食に購入した地元食材は、あけぼの大豆、さつまいも、ゆばです。今後はJAの協力を得る中で、学校給食へ地元の食材提供について、さらに検討を進める。」という答弁があり、喜びました。

農家と農協と学校で給食について話し合う場を設け、生産者から食材を直接仕入れる仕組みの構築は、学校給食で学ぶ地産地消になり、稼ぐ農業による地方創生につながると考えます。

地方創生の目的意識を持ち、身延町過疎地域持続的発展計画にも取り上げられていますが、現在の地元食材の学校給食への利用状況と今後の地産地消計画について、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

「生産者から食材を直接仕入れるルートの構築」については、令和5年第1回定例会において、渡辺文子議員の「地域の食材を使う学校給食について」のご質問に対し、教育委員会が「児童生徒が毎日食する食材を予算の制約のもと、衛生面も十分考慮し、継続的に提供する必要がある、購入価格も納入する量も安定性が求められます。このような給食食材に求められる条件を踏まえると、現状、食材をストックし、販売調整ができ、品質等の確認ができるJAに出荷していただくことで、給食への安定的な食材提供ができると思います。購入になれば生産者の所得機会の創出になり、多少なりとも地域経済の活性化につながると思います。」と答弁しているのとおり、衛生面、品質や規格の統一、購入価格、納入量の安定性が課題と考えます。

したがいまして、ご質問の「生産者から食材を直接仕入れるルートの構築」につきましても、現在の生産状況からみて、非常に難しいものと認識しております。

次に、「地元食材の学校給食への利用状況」については、令和4年第2回定例会におきまして、山下議員の「食の自給について」のご質問に対し、当時の産業課長が「昨年度学校給食で購入した地元食材は、あけぼの大豆、さつまいも、ゆばである」と答弁しておりますが、引き続き「あけぼの大豆」「さつまいも」「ゆば」を利用しております。

地元食材を学校給食として利用する場合、先ほども申し上げたとおり、衛生面、品質や規格の統一、購入価格、納入量の安定性の観点から種類は限られますが、今後ともJAの協力を得る中で、要件を満たす製品については、取り入れを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

身延町の過疎地域持続的発展計画には、大きく学校給食の食材として積極的に地元食材を使用するなど内容充実を図ると記されています。地元食材の学校給食への利用は、地産地消の農業振興と地方創生につながるものでなくてはなりません。

2年前の一般質問から、相変わらず衛生面、品質課題を挙げ、立ち止まっています。また、購入食材の種類もまったく拡大傾向にありません。地方創生、目的意識をもって身延町過疎地域持続的発展計画の基本方針の着実な実現を強く要望いたします。

次に、農地の将来ビジョンを描いた「人・農地プラン」の地域計画について伺います。

国は、遊休農地の解消や効果的な農地利用の促進による農業振興を図る、所有者の将来的な農地の利用予定などの情報を盛り込んだ農地の将来ビジョンを描いた「目標地図」の作成を進めています。

市町村は、来年3月までに「人・農地プラン」から「地域計画」に名前が変わった、新たな「目標地図」の作成・公表が義務づけられています。

身延町内の遊休地は増え続け、景観の悪化と鳥獣被害増加の原因となっています。良好な農業景観は、地域のイメージや魅力、知名度の向上、観光振興、居住促進、体験型観光や都市農村間交流といった効果が期待されます。

「誰がどの農地をどのように耕作するか」をデジタル画面によって示すことにより、農地所有者と担い手が情報を共有でき、農地の集約や集積化を図り、農地利用の最適化を図る「目標

地図」は、地方創生の重要なツールとなります。

身延町「人・農地プラン」検討会の取り組み内容や、目標地図の作成の進捗状況の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

「目標地図」を含む「地域計画」につきましては、今年度末までに「中山間地域直接支払制度」継続地区を中心に、16カ所の策定を予定しております。

この地区につきましては、「中山間地域直接支払制度」の対象要件に「地域計画」策定が定められたため、優先して実施いたしますが、その他の地区につきましても、これ以降、随時進めていく予定です。

次に、「目標地図」と「検討会」の進捗状況についてお答えいたします。

「目標地図」につきましては、3地区において素案を作成しており、11月26日、1地区において「協議の場」を開設し、計画案の説明や参加者同士の意見交換を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

農地利用の最適化を進めるツールが「目標地図」です。先ほどの地方創生のための農業振興に直接つながるものと考えます。身延町人・農地プラン検討会の構成メンバーの内訳や具体的内容のデジタル化の進捗状況など、今後注視していきたいと思えます。

最後の、持続可能な水道事業と災害時の水源確保について伺います。

消滅可能性のある過疎地域の水道事業は、給水人口および1人当たりの水使用量の減少や設備の老朽化、更新需要への対応や耐震化投資の実施など、様々な経営課題を抱えています。

現在、県内の市町村では、上下水道事業経営基本計画と水道事業地域水道ビジョンを改訂し、上下水道料金の改定、水道施設管理などの指針、AI診断による管路の劣化具合などを参考に、更新費用など10年間の費用を定めています。

そこで、水道管の耐震化促進と老朽化緊急点検について伺います。

元日に起きた能登半島地震では、水道管の破損が相次ぎ、広範囲で断水し、復旧に5カ月を要し、現在も十分ではありません。

避難所や病院など、災害時に拠点となる重要施設への上下水道施設の老朽化・耐震化対策は、どこよりもスピード感をもって対応する必要があります。

水道事業の安定化を図るため、自治体同士の広域や統合、人工衛星や人工知能技術を活用し、劣化予測システムを取り入れた自治体も出ています。

本町のストックマネジメント計画において、上下水道の耐震・老朽化点検計画の進捗状況と今後数年間の更新費用の予測について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

お答えします。

上下水道管の老朽化、耐震化対策につきましては、下水道事業においては、地震対策の計画は令和4年度に策定済みとなっております。水道事業においては、令和6年第1回定例会で答弁いたしました、水道管が老朽化等の理由により破損した際の修繕等において、耐震適合性の管へ置き換えを行っております。また、水道施設につきましては、大半が建設から40年以上経過し、老朽化が進行しております。

地震対策の計画が未策定ではありますが、地震対策を推進するためには、現在の資産の現状・将来の見通しの把握、重要度・優先度を考慮し実践するための「資産管理」や、令和7年度に上下水道事業それぞれで、改定を予定しております「経営戦略」など、現代の事業を取り巻く環境を総合的に分析した中長期的な視点に立った、経営の「基本計画」の策定が、今後数年間の水道施設の改築・更新や維持管理費などを予測するには重要だと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

下水道事業は、令和4年度に地震対策計画は策定済みということです。水道施設は建設から40年以上経過しているが、地震対策計画はまだ策定していないということです。

昔から懸念されております、石綿被害が懸念される石綿管の再度のチェックや、公営企業会計導入に伴う資産管理状況を含めた令和7年度策定予定の基本計画は、今後の上下水道施設の全面的な見直し計画という位置づけでありますので、これにもこれから注視していきたいと思っております。

次に、上下水道料金の改定について伺います。

自治体は採算性の観点のみで経営を行うことは適切ではありませんが、自治体の永続と地域価値の向上を実現するためには、ある程度の採算性の観点を踏まえた公営企業としての水道事業経営は必要となってくると思っております。

県内各自治体においても、人口減少における料金収入の減少に対応するため、水道料金を改定する動きが出ております。

令和5年度の身延町上下水道事業の決算は5億4千万円もの赤字状態です。昨年3月定例会の一般質問において、慢性的な一般会計からの赤字補填の削減について、下水道事業加入率改善の経営努力と上下水道料金の改定について一般質問を行いました。

答弁は「使用料の設定は利益のみではなく、福祉的観点を踏まえた地域の実情に合うことが肝要」というものでした。

公営企業会計を導入し、全体の収益的、資本的収支状況が分かる現在、福祉的観点からの使用料設定が、将来的に住民の福祉に結びつくのか考えるべきときだと思っております。経営改善により得られた金銭的効果を町民福祉の向上のために還元することが、消滅しない選ばれる地域となるための条件の一つと考えます。

改めて受益者負担である上下水道料金設定についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

お答えします。

上下水道使用料算出基準については、令和5年第1回定例会で答弁いたしました。現在の上下水道使用料の算出基準につきまして、市町村合併にあたり、それぞれの専門部会開催の上、当時の料金設定を把握する中で、住民の生活状況の影響を最小限にとどめることを第一とした料金設定となっています。

ご質問がありました下水道事業加入率改善の経営努力につきましては、現在、下水道事業5処理区を合計した加入率は65.4%です。更なる加入率改善に向けて、加入率の低い処理区については、担当内で訪問する地区および範囲を決め、直接自宅等へ訪問するなど、加入に向けて啓発活動を行っておりますが、本町の特性から高齢世帯が多く、なかなか難しく加入率の増加につながっていないのが課題となっております。

また、今後の上下水道料金改定につきまして、水道事業および下水道事業それぞれの収益の状況を把握する中で、福祉的観点も考慮し、上下水道事業審議会による審議諮問の上、答申をいただきながら、料金改定を進めていくことが大事であると考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

経営赤字改善の突破口として、下水道事業の加入率改善の経営努力に対し、加入率の低い処理区に対して直接職員が自宅訪問し、加入に向けての啓発活動を行っているという答弁がありました。その努力に対しましては、非常に大きな感謝を申し上げたいと思います。

引き続き今後も経営努力をお願いいたします。

また、上下水道事業審議会における料金改定関係においては、需要・供給価格の状況、決算状況、近隣自治体での経営状況など、数多くの情報を提供し、長期的ビジョンに立った料金改定の議論が効果的に進められるよう努力していただきたいと思います。

非常に努力に対しまして感謝申し上げます。

最後の質問です。水源確保の「井戸マップ」の作成について伺います。

元日に起きた能登半島地震では、水道管の損傷が相次ぎ広範囲で断水し、復旧に5カ月を要しました。能登半島地域での断水の長期化は、井戸水を使う計画が事前に整備されていなかったと言われております。

国土交通省は2024年度中に災害時の井戸活用について、自治体向けのガイドラインを策定します。災害用井戸活用は、自治体が事前に井戸情報を住民から募集し、登録。井戸の所在地をホームページなどで「井戸マップ」として事前に周知することで災害時に開放し、住民が自由に使用できる体制をとることができるものです。

災害時の水源確保のための「井戸マップ」は必要と考えますが、作成の進捗状況について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

災害時の断水の際に、水を確保する手段の一つとして災害用井戸がございます。

県内の自治体でも、災害時に生活用水として活用できるように、災害用井戸として登録を呼びかけている自治体があることは承知しております。しかしながら、登録を呼びかけてはいるものの、登録数が伸びず苦慮していることも聞いております。

町では、庁舎や備蓄倉庫に浄水器や飲料水を配備、備蓄しておりますが、集落での生活用水としての水源確保の観点から、今後、井戸マップも含め調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

大災害の教訓を生かし、それをもって防災体制を整えていくのが常套手段であります。

井戸マップに登録された井戸が非常時の生活用水として活用できるよう、管理マニュアルの作成や井戸水を利用しての毎年の地域防災訓練の実施、さらに定期的な水質検査など、日常から非常時を想定した管理方法を調査研究し、早急に井戸マップを策定することを強くお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

答弁におきまして、各担当者からの非常に時間を意識して、早口で答弁していただきましたので、間に合いました。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告の4番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

通告書に従い一般質問いたします。

1番目、教育環境の充実について伺います。

山梨県のみならず全国でも、子どもたちの学びを支える教員の不足が深刻になっている。本町においても、下山小学校で本年度4月より定数配置で1人が欠員したまま始まりました。現在も解消されていません。教職員はなんとかやりくりをしていますが、子どもたちに行き届いた教育環境を整えることは大切であります。県に働きかけをしているようですが、「教員のなり

手不足」は、来年度以降も続いていくことが予想されています。来年度以降も欠員する可能性があるから、町としては独自に教職員を確保する必要があると思うが、来年度に向けての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えをいたします。

ご指摘のとおり、現在教員不足は慢性的なものとなり、学校教育に深刻な影響をもたらしています。県教委によると、令和6年度に必要な数の教員が県下で、83人配置できなかったということで、本町においても下山小学校で4月から1名の欠員が生じております。学校現場では、教職員が協力する中で、授業や校務に対応し、学校運営に努めております。教員不足には様々な要因があり、教員のなり手不足、25人学級の推進、特別支援学級の増加等が挙げられています。

一方、かねてから市町村教育委員会では、市町村単独の教諭や講師を配置して、複式学級の解消、児童生徒のきめ細かな指導や学力の向上に努めており、本町でも本年度は小中学校に計6名の町単教諭ならびに町単講師を配置しているところでございます。

ところが、法令によりまして、市町村立学校の教職員は、服務監督権は市町村教育委員会にあるものの、任命権者は都道府県教育委員会となっており、学級担任は県費負担教員が担い、市町村単教職員はあくまでも学級担任の補助的な役割や教科指導を担っているのが現状です。

よって、県教育委員会が教職員を適正に配置しない限り、この問題の根本的な解決にはならない状況にあります。

なお、下山小学校については、11月から半日勤務ではありますが、欠員の補充が行われています。教育委員会としましても、今後も県教委に対して教職員の適正配置の働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

教職員の不足は、教職員一人ひとりの負担にもなりますし、学びの質が低下していきます。児童や生徒とのコミュニケーションも図れなくなることもあります。

今日の新聞には、2023年度のいじめ過去最多であると新聞の記事がありました。いじめとかそういったものにも気付けないようなことにもつながっていくのではないかなと思います。先生と児童生徒との信頼関係というのを構築していくのが必要かなと思います。より一層の町単の教諭、講師の増員をしてみてもと思います。

また、他の自治体では、地域おこし協力隊をそういった町単の教諭、講師等を募集して行っているところもありますので、そういったことも協議していただければと思います。

次の質問2項目になりますが、道路整備について伺います。

三沢～市之瀬間バイパスの早期実現について、令和4年第1回定例会で一般質問をしました。あれから3年が過ぎようとしていますが、ほかの道路整備の請願も提出されています。住む人、住もうとしている人、通勤する人、通院する人、観光客、いろんな面で道路整備が重要であり

ます。いずれも具体的なことは進んでいません。町長3期目の就任のあいさつでは、道路整備について一切触れていません。町政運営のかじ取り役として、どの整備を進めていくのか、早く決めるべきと思うが、いつ決めるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

まず、私の3期目の今後の4年間でなすべき目標についてでございますが、まず1つ目としましては、峡南南部地域の持続可能な医療体制の構築、2つ目としましては、いろいろひっくるめて言うんですが、未来に向けたまちづくりの進め方として、町が直接または参画して行うものを掲げております。

先ほど、伊藤達美議員の一般質問で答弁をいたしました。議会に請願を出され採択された、いずれの道路も地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えており、道路管理者である山梨県に対して常に要望をしているところであります。

現在、議会で協議されている結果や、先ほど言いましたが、山梨県峡南建設事務所管内で調査検討しております市川三郷町・富士川町および身延町のうち、旧中富と旧下部地区を対象エリアとする「峡南北部地域道路ネットワーク研究会」での検討結果を踏まえながら、優先順位の判断をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

再質問いたします。

平成27年8月、令和2年1月にまちづくりアンケート調査の結果が出されて、その内容は、先日、教育厚生常任委員会で行われた住みやすさアンケートと同じような内容になりました。

交通が不便、道路整備が必要、そういったアンケート結果が出続けているにもかかわらず、いまだに判断ができていない。中部横断道ができたりして、また新たな請願が出る中で、次から次へと請願が出て、迷いに迷っているかと思うんですが、昨日のニュースでも住みやすさアンケートのことが取り上げられて、4分の1が移住をしたいと。移住を進める町でありながら、移住したい人が多い。そういった中で、やはり町長、スピード感という言葉をよく使います。早く決めていただいて、身延町の明るい未来を築いてほしいと思いますけれども、やはり検討結果を踏まえる、検討していくには、誰かしらが自分の意見を述べて、それについていろいろ話し合うかと思うんですが、町長の思い、意見としてはどうなのかを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

近いところで私も結論は出しますけれども、私個人、一人で決められる内容ではないと思っています。幅広く町民の皆さんの意見を聞いた中で、そういうものを参考にして、私がどこだと、どっちを優先するというのを決めないと、それだと町民の皆さんも、結局、さっき言った

3つの請願が採択されていますけども、それぞれの思いが請願の中には入っていると思うんです。そういう中で、皆さん、今、議会でも議論していただいていますし、さっき言った峡南北部地域道路ネットワーク研究会でも議論していただいていると思います。議会のほうもおそらく、来年の早々には結論が出されるようなことも伺っておりますし、峡南北部地域道路ネットワーク研究会での検討もだいぶ進んできていて、結論の方向に、間もなく出るのではないかとということも聞いております。

ですから、私とすれば、結論を、もしそういうものを受けて、皆さんの意に沿うかどうかは別にしても、3月の議会に出せばいいなと思っています。

というのはなぜかと言うと、遅くなればなるほど、県に対しての要望が遅れますので、県のほうもこれから、例えば中部横断道の北部区間がもし始まったりとか、様々な工事が始まったときに、峡南から目が離れていってしまう。それを防ぐには、できればもう早々に、県のほうにも要請をしていくほうがいいだろうなということは感じております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

来年3月の、町長の話を楽しみにしております。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行うわけですけど、ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○議長（上田孝二君）

それでは再開いたします。

次は通告5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は、4点について、8項目にわたって質問をしたいと思います。

まず1点目です。物価高騰から町民を守るための対策についてということで質問をいたします。

今年の春闘で4.65%の賃上げが山梨県で実現したと言われていたのですが、物価高騰に追いついていなく、家計への圧迫は厳しいものがあります。激しい物価高騰のもとで苦しんでいる方たちが多くいます。特に国民年金暮らしの方や一人親の方などが苦しい状況に置かれています。年金だけでは暮らしていけないと仕事を探している人や休みの日に別な仕事をしなければならぬ人もいます。この年の瀬をどう乗り切れればいいのか。

物価高騰で苦しんでいる町民を町としてどう守るのか、対策をお聞きします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

物価高騰対策のこととしてお答えいたします。

町では今年度、国の交付金を活用して物価高騰対策を実施しています。

税務課では、定額減税調整給付金事業を実施しており、納税者の方については、1人4万円の定額減税が実施され、扶養親族等があれば1人につき4万円がさらに減税される仕組みになっています。減税しきれない分は、調整給付金により支給されます。

一方、福祉保健課では、令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯313世帯に10万円を、令和5年度の住民税非課税世帯と住民税が均等割のみ課税世帯に対するこども加算として54世帯84名に5万円を支給いたしました。さらに、令和6年度の住民税が新たに非課税もしくは均等割のみ課税世帯143世帯に10万円を、こども加算5世帯8名に5万円を支給いたしました。

このように、それぞれ支給などして支援しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

質問の1にもあったんですけど、私、以前、この席で町長に福祉灯油なんかを要望したことがあって、この暮れ、年の瀬をどう乗り切れればいいのかということで、福祉灯油なんかで暖かく過ごせるようにという要望をしたことがあるんですけども、今、電気料の補助金や灯油の現金の補助とかというところを他町村でもやっているんですけども、この福祉灯油の要望の件、これについて、町長、答弁いただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

以前、渡辺議員から福祉灯油の質問をいただいていることは記憶にあります。あのときは、いろいろな国の補助制度とかあって、それをいかに町民の皆さんにお分けして使っていただくかという形で、商品券から始まり、様々な施策をやってきました。

今回も国のほうでかなり大きな補正予算をするんですが、まだ国会を通過しておりませんので、実際にはわれわれのところで具体的な計画を立てるまでには至っていないんですが、本来であれば、もう少し早く国会のほうで予算立てをしていただければ、この冬に間に合って、そういう福祉灯油のことなんかも考えられたのかもしれない。

ただ、先ほど山下議員から質問があって、福祉保健課長がお答えしたんですけども、病院に出す繰出金ですね、これが今年度は、昨年度と比較すると約2億9千万円以上、出さなくなっています。これは実はすごく町にとっては、大きな痛みなんです。これからまた来年度、再来年度、もしかしたらずっと続くのかもしれないので、ここを今、町ではどうやって乗り切るか。今、財政課長がいるんですが、今、財政課も補正予算、来年度当初予算を組むにあたってかなり苦勞して、基金なんかも、財政調整基金とかそういうものを取り崩しながら、やっと予算編成をしている状態です。

このような状態で支出ばかり増やしていくとなると、いずれ、どことは言いません、皆さんご存じですけれども、隣町のように財政の逼迫宣言がいつ出てくるかというようなことも心配をしなければなりません。

それをやらないためには、もし議員さん、この福祉灯油というのは、私、悪いことではないとは思っています。いいと思っています。財源をどこから見つけてくるか。前にも私が言いましたけれども、何かを廃止して、そしてその廃止した財源を福祉灯油へ充ててくれとか言ってもらえるとありがたいです。ただ、廃止するというのは、その廃止する事業にも町民が関わっておりますので、なかなかそういうことが、結構スクラップ・アンド・ビルドという言葉がよく使われますけれども、ビルドは考えていくんですけど、スクラップがなかなかできないというのが現実であります。

ですから、今回はこの要望に対して、今の町の財政を見る限りは厳しいのかなと。ただ、国のほうが、冬過ぎてしまうかもしれませんけれども、国の予算が決まって、使用方法とか利用方法が示されれば、できるだけ早く皆さんのお手元に届くように対応したいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それでは、2項目です。山梨県からの物価高騰対策の交付金については金額も少なく、既存の事業には充てられない。来年度への繰り越しはできないなど、使いにくいとの声もあるけれども、この予算を町としてどう活用するのか質問します。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

ご質問の交付金につきましては、子育て世帯を対象とした物価高騰における負担軽減を図ることを目的としたものであり、用途が限定されております。

この交付金を有効活用していくため協議した結果、令和6年12月1日基準で身延町に住所を有している子育て世帯のうち、高校生等を持つ保護者および養育者に対し、「子育て世帯応援臨時給付金支給事業」として給付したく、本議会にて補正予算案の上程を行ったところであります。

ご存じのとおり、身延町では保育園児の副食費、小中学生の給食費、修学旅行費や各種検定料に至るまで、幅広くいち早く経済支援を行ってまいりました。

このことを踏まえ、県と連携しながらの実施を想定した場合、中学生以下と比較して支援が及ばない、高校生等を対象とするのが良いのではとの見解となりました。

対象者はおおよそ180人程度を想定しております。

ご質問のとおり、限られた交付金ではありますが、子育て世帯の家計の一助になればと願っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

次、3項目です。国からの物価高騰対策交付金についての見通しの状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

政府が策定する総合経済対策で、検討している「重点支援地方交付金」のうち「低所得世帯支援枠」給付金について、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円「子どものいる世帯には、1人当たり2万円を加算支給」する方向で、検討に入ったことが、すでに報道されています。

また、地方公共団体が行う物価高騰対策を支援するための推進事業メニューとして、生活者および事業者へのエネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援が、それぞれ示されています。

今後、国会で予算審議がなされ、採決されましたら、身延町でも速やかに事業を実施していきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

先ほども、これについては、町長がおっしゃってくれたんですけども、ただ、国会閉会が12月21日ということで、来年になってしまうのではないかとはい思うんですけども、国でも速やかということを行っていますけれども、本当に早くしないと、もう本当に住民の皆さんの生活が大変なので、これはなるべく早くお願いしたいと思います。

次に2点目、住民の足の確保についてということで質問をいたします。

この住民の足の確保、乗り合いタクシーについては、これまで、私も、それから同僚議員も何度も質問をしてきました。関係する方々のご努力でほとんどの集落、少し行けていない、あの車では行けないという集落がありますけれども、ほとんどの集落に行けることができたなど、いろいろ改善は重ねてきているのは、承知をしています。

しかし、この住民の足の確保について、この乗り合いタクシー、これは大きな問題で、高齢者が安心して生活するために、現在の乗り合いタクシーでは十分ではないということを思います。

教育厚生常任委員会で行った身延町住みやすさアンケート結果による町への提言書を昨日、町長に提出しました。その提言の中にも、町営バス、デマンドタクシーについては利用者の声を聞き、更なる利便性向上を図っていただきたいということが記してありますけれども、アンケートの中でも、やはり使いにくいという声が多くありました。

私、今回、この質問をなぜしたかということ、今まで土日が運休で使いにくいとか、それから目的地へ行くのに乗り換えをしなければならなくて、その乗り換えるたびに300円払わなければいけないというようなこと。それから、集落によっては、数日前に予約をしなければいけないということがあったんですけども、下部地区の方から身延総合文化会館で催しものがあったとしても行きたくてもなかなか行けないと。乗り換えをしなければいけない。直には行けない

ということで、本当に行きたいけど行けなかったという、そういう姿を見ていて、直に行ける便があつたらいいなということで、住民の方からもそんな声があつて、ぜひ町に言ってくださいということがありましたので、質問をしようかなと思ったんですけども、いろいろ努力はしていながらも、多額の負担金をかけながらもなかなか便利に使えないということがあるという、もうちょっと住民目線で改善できるようなことがないかなと思っているんですけども、いろいろ改善点が指摘をされながら改善できないということで、そういうことに対して町としてはどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

以前にも議会の一般質問で同様の質問があり、答弁をさせていただいております。土日の運行につきましては、事業開始から運行业者の本業であるタクシー業務に支障がないようにとの配慮から、平日のみの運行としております。運行业者の事業が成り立たなくなると乗り合いタクシー事業も継続できなくなります。そういった背景もご理解いただきたいと思います。

利用料金ですが、1回300円を現在徴収しております。乗り継ぐ際も運行エリアが違うため300円を徴収しております。乗り合いタクシー事業が黒字運営であれば、乗り継ぎは料金を無料でできるかもしれませんが、ご承知のとおり乗り合いタクシー事業は赤字運営であり、事業収入のうち料金収入は全体の8%に満たない金額で、町から毎年5千万円を超える負担金を支出し運営をしております。

土日の運行、料金の減額など改善点として言われていることを実施する場合、運営経費も当然増加いたしますので、受益者負担の考えから利用料金を見直すことも必要であると考えます。

町も乗り合いタクシーは、高齢者の足の確保として重要な事業と考えております。今までも乗降場所など実施可能な要望は検討し、実施をしてきております。引き続き利便性の向上を図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

多額の負担金がかかる事業です。住民の足になって、高齢者が安心して暮らせる身延町にするために、利便性向上をさらに図っていただきたいと思います。

住民の足の2点目ですけれども、これまで乗り合いタクシーを利用していた方たちが、やっぱりちょっと高齢になって、乗り合いタクシーというのは、基本的には1人で乗り降りするということで、高齢になってちょっと足腰が弱ったときに不安になることがあったということをお聞きしました。

先ほども課長の答弁であったんですけども、土日にデマンド利用をするとタクシー会社に影響を及ぼすということがあったんですけども、この高齢者のタクシー券とか、福祉タクシーの制度があれば、高齢者も安心して出掛けることができると思うんですね。

高齢者へのタクシー券は、多くの市町村でも取り組んでいます。お隣り南部町では、デマンドタクシーはないということで、障がい者や75歳以上の高齢者、70歳以上の世帯などに申

請書を出してもらって、1枚500円で月4枚、年間48枚のタクシー券を平成29年度から行っているということなので、ぜひ、高齢でなかなか乗り合いタクシー、家から家までというふうにはならないし、荷物も自分で持ってこなくてはいけないということなので、こういうタクシー券があると、もうちょっと暮らしやすくなるのではないかなということ、こういう制度がぜひあったらいいなと思いますので、この高齢者へのタクシー券について、町としてはどう考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町は、重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成実施要綱に基づきまして、タクシー利用料金の助成制度を実施しております。この制度は、通常の交通機関を利用することが困難であるため、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成するとともに、行動範囲の拡大と社会参加を促進することを目的にしたものです。

対象者は、身体障害者手帳の肢体不自由および視覚障害の1級または2級の方、療育手帳がAの方などで、初乗り料金相当分1枚600円のタクシー券を年間最大24枚交付することができますが、ご質問は、この対象者の範囲を拡大してはどうかということだとして、お答えさせていただきます。

県内の自治体では、年齢制限を設定した上で、世帯全員の住民税が非課税で、なおかつ世帯のどなたも自動車等を所有せず、自ら運転をしない方を対象に、初乗り料金分の券を月2枚配布するような助成をしているところもあります。

タクシー助成制度の導入を検討する自治体が増えてきているようですが、一方で、導入にあたり、財源の確保と運転手不足等に伴う地域のタクシー供給量の不足が課題となっているようです。また、すでに導入している自治体では、タクシー事業者がない地域があり、利用することが困難な地域があることが課題だとしているところもあります。

このように導入するにあたり課題もあることから、すでに取り組んでいる自治体の制度を調査研究しながら導入できるかどうか考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。ぜひ導入に向けて検討していただきたいと思います。

次は3点目、町営、町有住宅などの外灯のLED化をということで質問をします。

それぞれの町営住宅、町有住宅で違いがあって、この外灯とか、共用廊下なんかの共益費というのは違いがあると思うんですね。私が聞いた団地では、月に500円から4千円ということで幅がありました。

私に話をしてくれた方は、年金や低所得者では本当にこの支払いが大変だと。共益費が4千円にもなると、家賃を払って自分の家の電気、水道とかそういうものを払って、なおかつ4千円も払わなくてはいけないということで、本当に大変で、1回値上げをしたんだけど、電気がまた高くなったということで、4千円になったと。もうこれ以上、上げることはできな

いということで、駐車場の外灯を10時には切ってしまうそうです。それ以後、帰ってくる人は懐中電灯を持って帰ってくるというようなことで、なんとか削減をしようということで努力をしているという話を聞きました。

前にもそういう状況で大変だからということで、町に要望書を出したということを知っているんですけども、各集落とかそういうところには補助金が出ていますけれども、こういう住宅というところはちょっと遅くなってしまって、住民が大変な思いをしていたんだなというのを、私、今回、分かったんですけども、やっぱり各集落と同じように、また町長、お金が大変だと言うかも分からないですけども、町営住宅、町有住宅に住んでいる人たちの住民負担を考えた場合には、やはりこういう共益費を安くするためのLED化は、私はすぐに必要ではないかなと思いますので、ぜひ急いでLED化をして、住民負担を少なくしていただきたいということで、今回質問しました。お願いします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えをいたします。

町営および町有住宅15団地の中で、自治会が団地内の外灯や共用廊下等の共有施設の電気料を共益費に含んで徴収し支出している団地が6団地あります。

令和5年度および令和6年度にそれぞれ1団地、合計2団地からLED化への改修要望がありました。

現在、要望のあった団地だけではなく、自治会が管理している外灯や共用廊下等の電灯も含め、LED化改修を計画しております。

今後、実施にあたりましては、身延町公営住宅等長寿命化計画の修繕計画を基にいたしまして、修繕の時期等は早急にできるように検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

本当に早急にしていただきたいと思えます。

次に4点目、身延町の文化財の管理と活用についてということでお尋ねをいたします。

先日、町民の方から「以前、化石公園に行き感動をした。今回改めて行ったが、管理が行き届いていないと思った。」と話されていました。私も行ってみました。屋根が付いているところの化石は見えましたが、そのほかの石に苔が生えていて見えにくかったということで、ここは地理的なこともあって日陰なので、これは仕方がないことと思えました。

入口の看板がなかったということと、それから木の階段と手すりが腐り始めていたということで、これはちょっと危ないなと。木なので腐ってしまうというのはしょうがないことかなと思いましたが、日ごろの管理の中で、こういうのは、きっと点検をしていただいて、これだったら大丈夫かなというふうに考えて、そのままになっているのかなと思いましたが、そういうところを住民の皆さんが見て、管理がちょっと行き届いていないかなと思ったのかなと思えました。

身延町は、日蓮宗の総本山身延山久遠寺や南部氏、穴山氏の遺跡が多く残された歴史の深い

町です。町内にある指定文化財は、山梨県内でもトップクラスの件数です。多くの文化財の管理をするのも本当に大変だとは思いますが、管理の状況について質問をいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

遅沢地区の化石公園は、県の砂防景観形成事業の中で整備された公園で、砂防堰堤工事の際に発見された貝化石を公園内に屋外展示しております。

平成17年度に県と町が管理協定を締結し、定期的な巡視を月に1回程度、草刈り等軽微な環境整備を年に2回から3回、行っております。また、倒木の撤去や東屋・階段の修繕などにつきましては、適宜対応しております。

豊かな水と緑に囲まれたゆとりある空間で、自由に散策、見学できる公園ですが、山の中にあるため、落葉期の落ち葉の堆積などでご不便をおかけすることもあるかと思いますが、引き続き、定期的な巡視を行い、来訪者に本町の豊かな自然に触れていただく場所として適切に管理してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私も少し前に言ったんですけど、落ち葉がすごくて怖かったというのがあって、道路も狭かったので、普通車ではちょっと無理かなど。落ち葉はしょうがないから、落ち葉ではないときに行くしかないかなと思いました。

2点目です。こういう文化財を、子どもたちが地元の貴重な文化財を学習する機会が必要だと思っておりますが、どういうふうにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えいたします。

本町の文化財は、現在、指定あるいは登録を受けている件数が259件と、おっしゃるとおり、山梨県で2番目に多い数となっております。この貴重な文化財を保護し後世へ伝えるため、子どもたちが文化財について学習する機会として、教育委員会や小中学校では、次のような取り組みを行っています。

湯之奥金山博物館、木喰の里微笑館、歴史民俗資料館などの運営管理、文化財巡り等の普及啓発活動を実施するほか、身延中学校と連携し文化財等学習講座を毎年実施しており、子どもたちが郷土愛を育む機会を設けております。

また、町内小学校3校では、町教育委員会が発行している「わたしたちの身延町」という社会科の副読本を活用して、郷土の歴史や文化財等について、教育課程に位置付け学習を行っております。そのほかにも、校外学習で計画的に町内の博物館や資料館等を訪れ、見学や体験を通して学習を深める機会を設けております。

文化財は、その土地の歴史や風土、人々の生活の中から生まれ、今日まで大事に護り生まれ

てきたものであり、郷土の魅力を語る上でなくてはならないものであるといえます。今後も貴重な文化財を保存し、次の世代へ適切に継承していけるような取り組みを継続してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定。

お諮りします。

議案調査のため、12月12日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、12月12日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時45分

令和 6 年

第 4 回身延町議会定例会

12月13日

令和6年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和6年12月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第87号 身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例の制定
について
日程第4 議案第88号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の制
定について
日程第5 議案第89号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す
る条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第91号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第92号 身延町公共施設の適正な管理を推進するための関係条例
の整備に関する条例について
日程第9 議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に
伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第10 議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に
よる規約変更に伴う財産処分について
日程第11 議案第95号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管
理者の指定について
日程第12 議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第6号）
日程第13 議案第97号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第
3号）
日程第14 議案第98号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2号）
日程第15 議案第99号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第100号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）
日程第17 議案第101号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第18 議案第102号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第19 同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
について
日程第20 同意第8号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

日程第21 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 発議第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
財 政 課 長		佐野 美秀	交 通 防 災 課 長	天野 芳英
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第88号から議案第94号までについて、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

伊藤達美君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧いただきたいと思います。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第87号、議案第95号および請願第2号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（３）予算決算常任委員会に付託した議案第９６号から議案第９９号までおよび議案第１０１号ならびに議案第１０２号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

遠藤公久君。

○２番議員（遠藤公久君）

報告書１ページの当局側の出席者、現地調査で生涯学習課が抜けてしまっているようなんですけれども、そこについて訂正が必要かと思われまます。

○議長（上田孝二君）

若狭議会事務局長。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

ただいま、遠藤議員から質疑がありました件につきましては、こちらのミスとなります。

生涯学習課の職員が参加しておりますので、資料を訂正させていただいて、また端末にアップをさせていただきます。よろしく願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（上田孝二君）

・・・若狭議会事務局長。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

ただいま、資料の差し替えをさせていただきたいと思っておりますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時28分

○議長（上田孝二君）

再開いたします。

若狭議会事務局長。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

大変申し訳ありませんでした。

端末の資料を差し替えさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

端末に今、飛ばさせていただきます。

1枚めくっていただいたページが1ページ目になりますが、そのページの現地調査の出席者のところに、当局側、生涯学習課の職員を3名追加いたしましたので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

それでは、ほかに質疑ありましたらお願いします。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第87号 身延町病児・病後児保育事業の実施に関する条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

議案第87号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例の制定についての
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

議案第88号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

議案第89号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例について、反対討論いたします。

一般質問でも、今、暮らしが大変な町民を町としてどう守るのか、対策をお聞きしました。
多くの町民の皆さんは、物価高騰のもとで苦しんでいます。

人事院勧告に基づく一般職の給与や期末手当の引き上げは当然ですが、一定の所得のある特別職の期末手当の引き上げには、理解が得られないと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員（広島法明君）

ただいまの議案第90号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。

これにつきましては、議案第89号の身延町職員給与条例の一部を改正する条例、議案説明書でも説明されましたが、令和6年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、身延町職員の給与条例の見直し、それに伴って、その職員を指揮監督する特別職が同様に改正するのは当然のことであると思いますので、この議案第90号に際しましては、賛成をします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありますか。

（ な し ）

次に、賛成討論はありますか。

（ な し ）

ほかに反対討論はありますか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

議案第90号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

議案第91号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号 身延町公共施設の適正な管理を推進するための関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

議案第92号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

議案第93号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第94号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更による規約変更に伴う財産処分についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

議案第94号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第95号 身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

議案第95号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算(第6号)のうち、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、特別職の期末手当14万円、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、特別職の期末手当6万円については、議案第90号の具体化ですので反対をいたします。

以上です。

○議長(上田孝二君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員(広島法明君)

議案第96号 令和6年度身延町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ただいまの2款1項1目および教育長の関係ですけれども、先ほどの議案第90号に基づく予算計上ですので

賛成します。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

（ な し ）

次に、賛成討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

議案第96号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第97号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

議案第97号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第98号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

議案第98号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第99号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。

議案第99号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第100号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第101号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

お諮りします。

議案第101号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第102号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

お諮りします。

議案第102号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第102号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 同意第7号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第20 同意第8号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

以上の議案は、人事案件のため、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号および同意第8号は、討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定しました。

なお、採決は起立によって行います。

それでは、同意第7号を採決します。

お諮りします。

同意第7号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第7号は松野拓氏、鈴木厚氏、鈴木克昌氏、佐野渉氏、依田喜美雄氏、若林浩氣氏、若林哲也氏、住所および生年月日はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

以上、7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

お諮りします。

同意第8号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第8号は片田善男氏、雨宮邦夫氏、佐野喜清氏、早川志高氏、佐野昇氏、久保満氏、米澤正文氏、住所および生年月日はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

以上、7人の委員に同意することに決定しました。

日程第21 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料4ページから8ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請願第2号の採択に伴い、意見書案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました案件を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程配布のため、暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時08分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さんおそろいですので再開いたします。

追加日程第1 発議第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書案を議題とします。

提出者から本件について説明を求めます。

深山光信君、登壇してください。

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

それでは、端末の発議第2号をご覧ください。

発議第2号

令和6年12月13日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 深山光信

賛成者

身延町議会議員 渡辺文子

身延町議会議員 遠藤公久

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など、深刻な教員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。国においては、学校の働き方改革の前進をはかる観点から、具体的な業務削減・教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などの施策を策定・実施すべきであり、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めるための意見書を政府関係機関に対し提出する。これが、この議案を提出する理由である。

次のページが、関係機関へ提出する意見書の案です。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者の説明を終わります。
深山光信君はその場でお待ちください。
これから発議第2号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で、発議第2号の質疑を終わります。
深山光信君は自席にお戻りください。
これから発議第2号の討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第2号を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。
よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。
以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。
ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。
望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和6年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出議案につきまして、慎重なご審議をいただく中で、全てご議決、ご同意をいただきました。

議員の皆さまのご理解、ご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り今年も残すところ2週間余りとなり、寒さも一段と厳しく、また気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意いただきますようお願いを申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもちまして令和6年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時14分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上